

## 大阪府・大阪市特別区設置協議会

### 《第16回協議会 議事録》

■日 時：平成26年7月18日(金) 12:30～15:50

■場 所：大阪市役所 特別委員会室

■出席者：浅田均会長、松井一郎委員、橋下徹委員、岡沢健二委員、今井豊委員、  
(名簿順) 岩木均委員、大橋一功委員、三田勝久委員、新田谷修司委員、紀田馨委員、  
置田浩之委員、坂井良和参考人、美延映夫参考人、吉村洋文参考人

(浅田会長)

それでは、ただいまから第16回大阪府・大阪市特別区設置協議会を開催いたします。

まず、定足数であります。大阪府・大阪市特別区設置協議会規約第6条第3項により、2分の1以上、10名の委員に御出席をいただいております。床田委員が御欠席であります。定足数を満たし、会議が成立していることを御報告申し上げます。

今回も、大阪市のほうからは橋下委員が出席されておりますが、ほかにも大阪市の実情に精通した方々の意見をお聞きすべきと考えております。大阪府・大阪市特別区設置協議会規約第6条第5項に基づき、すなわち「学識経験を有する者その他関係者」の枠で、これまで協議会議論に参画させていただきました大阪市会の坂井議員、美延議員、吉村議員に前回に引き続き出席を求めたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(浅田会長)

それでは、そのようにさせていただきます。

坂井議員、美延議員、吉村議員に御着席願います。

本日は、新たな区割り案による検証と、各特別区の長期財政推計。それから、特別区設置協定書案の3点につきまして、事務局から説明いただいたあと、質疑や意見交換等を行い、必要に応じて方針を決めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず、1点目の新たな区割りによる検証等について、御協議いただきたいと思っております。

第一部の職員体制、財産・債務の承継、財政調整から説明をお願いいたします。

太田部長。

(府市大都市局太田制度調整担当部長)

それでは、お手元の資料の1番をお願いいたします。その6ページをお願いいたします。

6ページでは、職員体制案の再試算を実施しております。

再試算の要素といたしましては、そのページの左側にありますとおり、特別区設置の日

の変更に伴います現員数の見込みの修正ですとか、市政改革等の進捗。

また、区割り案の変更。その他といたしまして、児童相談所一時保護所の各区設置案への変更などがございます。

これらの要因につきまして、中核市5市をモデルといたしますパッケージ案の考え方に基づいて、平成29年度特別区設置直前の現員数見込み、また特別区設置当初の職員数、配置数案について再試算をしたものでございます。

7ページに、再試算後の職員数配置の総括表を記載しております。パッケージ案からの増減を概要として説明をいたしますと、中ほどの平成29年度設置当初の配置数でございますが、大阪府、それまでの間の現員数の減とともに、市からの移管事務となっております大規模公園の管理運営委託などによりまして、パッケージ案より300人程度減少した1万21名となっております。

また、特別区の総数には、大きな変動ございませんが、区割り案の変更によりまして、所管人口の減少をいたします湾岸区が減少する一方で、人口が増加をいたします北区、南区で職員数が増加をしております。

一部事務組合につきましては、中央図書館の特別区への移管先変更、また斎場等への指定管理制度の導入といったことを反映をいたしまして、360人となっております。これは当初651人となっておりますので、約300人近い、290人の減となっております。

右側枠の配置数案、これの中核市モデルに一時保護所を各区に配置するための職員数を加算するなどした上で示しております。

最下段の標準配置の総数を見ていただきますと、2万5,990人となっております。従前のパッケージ案では、2万5,972人となっておりますので、20人程度の増ということで、トータルとしては大きな変動はございません。これらの影響によりまして、課題でありました設置当初の非技能労務職員、事務職等の不足について、次のページに記載をしております。

8ページをお願いいたします。

これは、大阪市におきまして、技能労務職員と非技能労務職員の構成にアンバランスがあるということから、設置当初において非技能労務職員、事務職等でございますが、パッケージ案で535人の不足が発生するとしたものでございます。

再試算後のものを9ページに記載をしております。課題であります非技能労務職員の不足、中ほどのポンチ絵で書いておりますけれども、その要因としまして、右の枠囲いにありますとおり、あるべき職員数では中央図書館が一部事務組合から特別区所管となった影響、また一時保護所の2カ所目設置などによりまして、136人増加する一方で、現員数を見ますと、再任用の本格運用に伴う229名の増、退職動向等で223人の減となっておりますので、結果といたしまして、再任用で退職動向のものを打ち消す形になっております。

さらに、一部事務組合の規模が縮小しております。その結果、その職員を特別区に291人寄せることができましたので、そこで291の増。また、他任命からの転入等によりまして、176人増加した結果、現員数見込みが473名増加しておりますので、設置当初の事務職等の不足が198人に減少をしております。

まとめますと、パッケージ案にございました535人の事務職等の不足が、設置日の変更等々によりまして、198人にまで減少したということをございます。この198人の不足に対しましては、右下にありますように対応案として、技能労務職員の転任で約80人、新規採用の増等で120人といったことをございます。

次に、11ページをお願いします。

もう一つ専門職の配置について、課題になっておりました。

これは各特別区の職員の総数につきましては、自治体の職員総数と人口規模には強い相関関係があることから、近隣中核市5市をモデルに人口10万人当たりの平均職員数を用いて算定したところをございます。

これにより算定した職員数を総枠として、専門職の配置数を検討するという事柄なんです、職員数とは異なりまして、専門職種別の配置数と人口規模には相関関係が見られず、近隣中核市5市で見ましても、職種別の配置数には大きな幅があるのが、実態をございます。

これは13ページのところをお開けいただきますと、人口10万人当たりの職種別職員数を書いておりますが、それぞれの職種でかなりの幅をございます。例えば、福祉職でまいりますと、ゼロから人口10万人当たり21人ということで、かなりの幅があるということになっております。

お戻りいただきまして、11ページをございます、こういったことはどのような事務に、どういった専門職を配置するかということ自体、それぞれの自治体におけます行政需要、あるいは実態に応じて、それぞれ判断され、配置されてきたものであるというふうにございます。

このことから、専門職の配置に当たりましては、下段の方針案のとおり、大阪市の現状の職種別構成比を参考に、実態に即し配置することを方針といたしまして、先日の協議会でお示しさせていただいたように、住民投票後1年目で行いますこととしている業務の執行方法の検討ですとか、あるいは、人事配置作業をした結果、不足が見込まれる職種につきましては、先ほどの採用増等の120人、あるいは通常採用の中で対応することなどによりまして、適切な職員体制を確保したいと考えております。

以下の12から18ページにつきましては、参考資料としてつけさせていただいた資料をございます。

説明は以上をございます。

(浅田会長)

稲垣部長。

(府市大都市局稲垣制度調整担当部長)

引き続き、私のほうから財産・債務の承継について、御説明をさせていただきます。

資料の20ページをお開きをいただきたいと思います。

土地建物のデータに関しまして、これまで協議会や議会で御指摘をいただいた点、また、それに対し事務局として取り組んだ作業内容をお示しをしております。

御指摘をいただいた点につきましては、お開きいただいた20ページ上段に記載のとおり

り、パッケージ案の作業時点において公表されているデータであったものの、時点の古い情報であった点。あるいは、古い情報であったことから、現在では処分検討地に該当しないものが含まれていた点。また、既に活用済みのものや、活用方針が決まっているなど、現況を確認できていなかった点。

さらに、こうしたものをもとにした財政シミュレーションは極めて粗いものであったといった点。こうした点を御指摘をいただいたところでございます。

この御指摘に対しまして、事務局として取り組んだ点を下段に書いておりますが、作業の基本となる公有財産台帳のデータを、平成26年4月1日時点の直近のものに更新をし、処分検討地につきましては、平成26年6月30日に更新されたデータに基づき、再整理をいたしました。

また、現況等の確認を行うため、関係各局に照会し、確認をしたところでございます。

こうした作業を行った上で、本日、提出をさせていただいている特別区設置協定書の財産・債務目録を作成しているところでございます。

次に、下段のページ、21ページをごらんいただきたいと思っております。

事務局として協定書を取りまとめるに当たり、取り組んだ点は、ただいま説明したとおりでございますが、とりわけ処分検討地につきましては、この間、いろいろ御協議をいただいたところでありますので、再整理した結果をお示しをさせていただいております。

作業に当たりましては、平成26年4月1日データをもとに、既に処分検討地から除外されているものがないか、処分対象外のものがないか。既に、活用方針等が決まっていて、処分できないものがないかなどといった点から、再整理をしたところでございます。

その結果、平成26年4月1日時点での公有財産台帳における処分検討地の土地台帳価格は、中ほど847億円となっております。

その下の表は、それを会計別、財産区分別にお示したものでございます。

また、下段に記載しておりますように、これら処分検討地は全て特別区、または一部事務組合に承継されることになっております。

なお、本日お示ししております特別区の長期財政推計では、大阪市のほうで公表しております「粗い試算」に示されております、平成27年度から平成30年度までの不用地等売却代560億円を参考に作業をいたしております。

私からは、以上でございます。

(浅田会長)

手向部長。

(府市大都市局手向制度企画担当部長)

私から、3番目の財政調整について、説明させていただきます。24ページをお開きください。

財政調整につきましては、まず、この間、国との調整事項、あるいは設置の日が2年先となったことによりまして、一部制度の概要について変更しております。そのため、まず、24ページ、25ページでパッケージ案から変更になった点を簡単に説明させていただきます。

たいと思います。

財政調整の役割。これは変わっておりません。

①の財政調整財源ですが、パッケージ案のときには、普通三税に加えて、地方交付税、これを加えて一定割合を特別区に交付していくというものでございましたが、国との調整によりまして、普通三税を調整財源とする。それに加えまして、大阪府の条例で定める額を加算できるようにするという方向で、調整しておりますので、こういうふうに記載を変えております。

それから、調整主体は、変更なしでございます。

③の配分の考え方でございます。パッケージ案の際には、大阪府、広域自治体と特別区の配分割合を平成23年度実績で、24対76という形で数値としてお示ししてございましたが、その際には、平成24年度実績も踏まえて、この配分割合を決定していくものというふうに説明させていただきました。

ただ、この点につきましては、特別区設置の日が2年延期になるということもございしますので、記述として二つ目の点のところでございますが、制度移行までの地方財政制度の動向も確認した上で、設置の日までに大阪府知事と大阪市長で調整を行っていくという形にしております。

それから、③の配分の考え方の部分でございますが、普通交付金と特別交付金の割合について設定しております。パッケージ案の際には、90%と10%という設定をしておりましたが、これも国と調整している過程で、特別区の公債費を一旦特別区に交付してから、広域のほうに支出していただき、広域で一括で償還していくという方式に、改めましたことによりまして、この普通交付金の総額を増やしている形になっております。94対6%という形に改めております。

それから、その他欄のところ、公債費という部分が中段にございます。

公債費については、大阪府と特別区で3対7というのは変更ございませんが、今、先ほど申しましたように、パッケージ案の際は、償還は広域で一括で行うとしていた部分でございますが、ここを各特別区が大阪府に償還負担金を支出して、それから大阪府が一括で償還をするという形に変えましたことにより、こういう記載をしております。

なお、特別区が負担する額につきましては、この特別区財政調整交付金の交付を通じまして、財源保障を行っていくこととしております。

制度概要の変更点は、以上のとおりです。

ページめくっていただきまして、26ページは財政調整のイメージ図でございますので、後ほどごらんいただけたらというふうに思います。

27ページからが、新しい区割りも踏まえた上で、平成24年度決算を用いて行った財政調整の試算でございます。

このところで広域と特別区間の財政調整ができるか、及び特別区間で財政調整が機能するかというところを検証しております。

まず、この資料の見方ですけれども、左側に歳出ということで書いてありますけれども、上段が大阪府で、下段が特別区です。一般財源ベースで記載しておりまして、歳出で申しますと、大阪府のほうは2,288億円の規模の一般財源が必要になると。その歳出の主な内訳は、枠内に記載しているとおりでございます。

それから、一方の特別区のほうでございますが、中核市並みの権限を担うものとして、約6, 173億円が必要ということになっております。

なお、この歳出の部分で、今回特例条例で対応していくということに改めたことによりまして、制度上、大阪府側の支出の部分、枠内のアスタリスクで記載しておりますが、保育所運営費の府県負担など、ちょっと義務的な経費が府県側にのっかってくるような構造になってまいります。

この部分は一旦大阪府のほうに交付税が入って、大阪府のほうで支出するわけですけども、最終市町村のほうに交付して、市町村から実際、事業者のほうに交付されるという形でございますので、途中段階で大阪府に支出が経由するというイメージで思っていたら結構かと思えます。そういう変更点はございますが、その歳出部分に対しまして、歳入のほうが右欄という形になっております。

大阪府で申しますと、2, 288億円を賄うのに必要な財源として、今回の地財制度上移転する財源として、府税から地方譲与税、宝くじ、それから地方交付税の移転、こういう財源がございます。それに加えまして、都市計画税、事業税の一定割合が広域に留保されるということになりますので、足りない財源として財政調整財源分で1, 109億円が必要になるという形になっております。

一方、特別区のほうは、その下を見ていただきますと、6, 173億円を賄うために、まず中段以降の市町村の自主財源として、市町村民税等で1, 643億円、それから譲与税交付金で500億円、都市計画税等の特別区の配分分として395億円が入ります。これらの財源が入った上で、足らずまいの財源として、特別区財政調整交付金と臨時財政対策債で3, 195億円と440億円を賄っていくということになります。こういうことを実現するためには、財政調整財源の配分する割合を23対77という形で、配分していくことが必要になります。これはあくまでも平成24年度決算での数字ですので、先ほど申しましたように、今後、施行までの間に一定、地方財政制度の状況も見た上で、最終決定していく必要があるというふうに考えております。

それから、1枚おめくりいただきまして、28ページをお願いいたします。

ここから特別区5区の間での財政調整が機能するかという検証を行っております。

パッケージ案の際に、条件として設定しておりましたのが、収支均衡が可能かという1点と、それから、二つ目としては、税の偏在解消ができるかということ、それから、3点目として、各特別区に裁量経費の格差是正、これが図られるかという3点を上げておりました。

その視点で申し上げますと、まず(2)が収支均衡が可能かという部分でございますが、財政調整を行う前は、北区、中央区のみ収支が黒字となっておりますが、他の特別区は赤字額がかなり発生している状況でございます。これを今回の財政調整制度を適用することで、収支差を解消していくことが可能という形になっております。

それから、29ページ、(3)の人口一人当たりの歳入の部分ですが、ここは税の偏在解消ができていないかを見ております。財政調整前では、中央区と東区で最大一人当たり2.8倍の収入差があるという状況でございますが、これを財政調整後は1.2倍まで解消できることを示しております。

それから、30ページをお願いいたします。

30 ページでは、人口一人当たりの裁量経費を見ております。

財政調整前では、東区、南区につきましては、裁量経費はもとより、基準財政需要額を賄う財源さえ、確保できていないという状況でございます。これを財政調整制度をかけることによりまして、一定、一人当たりで見た場合の裁量経費につきましては、最大の区と最小の区で1.2倍の範囲内でおさまるといふことの検証結果を得ております。

財政調整に関する説明は、以上でございます。

(浅田会長)

ありがとうございました。

今、新たな区割りによる検証等につきまして、職員体制と財産・債務の承継と財政調整について、御説明をいただいております。

ただいまの事務局からの説明を受けまして、何か御質問等ございませんでしょうか。御質問等ある方は、挙手の上お願いいたします。

新田谷委員。

(新田谷委員)

財政についてですけれども、前回は質問したんですけど、前回は財政力指数というものが、各区ごとに出しづらいついいうんですか、出せないというような話が。

(府市大都市局手向制度企画担当部長)

あのときは手元にない。

(新田谷委員)

手元にないと。その財政力指数が予測値が出ているのであれば、それと、経常収支比率もあわせて、この5つの区がどういうぐあいになっているのか知りたいんですけども、わかりますか。

(浅田会長)

白波瀬課長。

(府市大都市局白波瀬大都市制度担当課長)

先生御指摘の財政力指数と経常収支比率についてですけど、財政調整交付金を交付しているということは、その交付金制度上の基準財政収入額と需要額の、その差の分を埋めておりますので、そのベースで比率を算定することは可能と思います。

ただ、ちょっと経常収支比率のほうは、ちょっといろいろ把握しております数字からはじけるかどうかというのは、ちょっと検討してみないとわからないなと考えています。

(浅田会長)

新田谷委員。

(新田谷委員)

国の特別区の設置に関する法律の中の第5条第2項で、「政府が法制上の措置、その他の措置を講ずる必要があるものを記載しようとするときは、あらかじめ総務大臣に協議しなければならない」ということで、今回の案の中で、その法制上の措置、その他の措置を講ずる必要があるものを記載しているのかどうか。

それで、記載している場合、事前に総務省との打ち合わせが、こっち側の原案でオーケーですよという回答を得ているのかどうか、お伺いします。

(浅田会長)

手向部長。

(府市大都市局手向制度企画担当部長)

先生お示しのとおり、総務省、国との法制上の措置を講ずる場合の事前協議が必要なわけですが、今こういう、例えば財政調整制度に関するものについては、法制上の措置が必要になっておりますので、ちょうど国と意見照会して、間もなく回答をいただく予定になっております。

それと、その際に、財政制度につきましては、事前に国とも調整しておりますので、一定そこは調整の見通しが立っているという状況でございます。

一方、事務分担に伴う法律改正、この部分につきましては、前々回の協議会で特例条例を中心に活用するということになりましたので、基本、事務分担に伴う法制上の国の措置は必要ない状況になっているというふうに思っております。

ただ、その事務分担に関しましても、今現在、国には意見照会して、間もなく意見回答をいただく状況になっております。

(浅田会長)

新田谷委員。

(新田谷委員)

この「あらかじめ」という書き方から見たら、きちっとした、うちが総務省に対して出す時点では、その協議が整っている状態での案として理解していいんですか。ということは、うちが取りまとめて出したはいいが、その後から総務省のほうから「いや、これは再協議しなさいよ」とかいう事態にならないようにしていただいているんでしょうねということです。

(浅田会長)

いや、新田谷委員に申し上げます。

前々回の協議会で、その3つの項目に関しては、私どものほうから大都市局に事前に打ち合わせをやれという指示を与えております。その回答が、やがて返ってくるという段階であるということをお報告しておきます。

補足しますか、何か。



山口局長。

(山口大阪府市大都市局長)

国との関係ですけれども、あらかじめ事前に協議をするということですので、まず、ちょっと御理解いただきたいのは、正式な事前協議・報告という手続は、協議会でこの協定書を決定をしていただいて、国のほうに送る段階がその正式なものに当たると。

ただ、先生がおっしゃるように、出した段階で、またいろいろ意見が出るということ、やっぱり避けねばならないということですので、これまでの間、国とは協議をしてきましたし、最終的には実質的な事前協議ということで、前々回、今、会長がおっしゃられたように、我々のほうに「協議をしなさい」という指示をいただいていますので、それを今やっているということでございます。

それを踏まえて、最終的にもう一度、協定書の中身というのは確認をいただくということになるかと思えます。

(新田谷委員)

はい、わかりました。

(浅田会長)

そのほか。

置田委員。

(置田委員)

処分検討地の再検討の結果について、確認の意味でお伺いしますけれども、以前の協議会で出てきた処分検討地の活用ということで、今回その再整備の結果の公有財産台帳に基づく台帳価格が847億円とありますけれども、以前の平成23年度時点ですか、以前のデータに基づく台帳価格というのは、幾らだったのかという点と、もともとの以前出てきたシミュレーションだと、今ちょっと資料を手元で確認しているんですけど、27年時点で130億円、28年は130億円、29年は140億円、30年は140億円、土地を売却して収支が十分成り立つよというシミュレーションが示されていたんですけども、今回この847億円ということで、以前のシミュレーションと変わらず成り立つという、そういうシミュレーションだということでもいいのかどうか、その辺ちょっと確認したいなと思うんですけども。

(浅田会長)

井上課長。

(府市大都市局井上資産調整担当課長)

まず、御質問1点目の、さきにお示ししております古いデータでの処分検討地の額でございますが、その当時の資料で申しますと、土地の台帳価格として約850億円というものをお示しいたしておりました。それが、現在、再整理した結果、847億円と、ほぼ額

的には同等のものとなっているということです。中身一つ一つの財産は変わっていますが、額的には、ほぼ同等のものということです。

それと、財政シミュレーションのところですけども、先ほどの説明の際、部長からも御説明させていただいておりますが、前は、この積み上げた台帳価格をもとに路線価ベースに置きかえたりというようなところで、一定その額というものを導き出しておりましたけれども、そもそもこの処分検討地で捉まえております公有財産台帳価格と、実際に補填財源として生まれてくる額というのは、必ずしも一致するものではございません。

そういったことから、今回の財政シミュレーションでは、市のほうで「粗い試算」が示されておりますので、その示されている財政シミュレーションの中の今後の不動産の売却予定価格というものを参考にしながら、シミュレーションを置かせていただいているということでございます。

その結果を、またこの後ほど御説明させていただくということになりますので、よろしくをお願いします。

(置田委員)

了解しました。

(浅田会長)

そのほか。

紀田委員。

(紀田委員)

公債費の償還についてなんです。発行済みの既発債については、大阪府が3、特別区が7の割合で負担するというふうにあるんですけども、この大阪府の3の内容は、税源配分であったり、財政調整財源であったりするところから負担されるものであって、ちょっと言葉を選ばずに言うと、要するに大阪市民が借りた公債費を、大阪市以外の府民の負担で返すようなものではないと、既に現在、大阪市の収入の範囲内が、大阪府に移転するので、その移転した分の中から返すという理解だと思っておりますけど、これで、その理解でよろしいですか。

(浅田会長)

手向部長。

(府市大都市局手向制度企画担当部長)

先生がおっしゃったとおりで、基本的に既発債の大阪市分について、今回、広域の負担分という形で広域に移転しますが、その必要な財源は、制度上、移転する財源及び財政調整財源でもって賄えるという形になります。

(浅田会長)

紀田委員。

(紀田委員)

わかりました。

それであれば、全くおかしいことはないと思います。むしろ当然こんな数字になるんだと思います。

もう一つ、前回も伺ったんですけども、財政調整の仕組みの調整主体について、当面は現行都区制度と同様で行うんですけども、将来的には特別区の意向をより重視する仕組みを構築するとあるんですけども、この特別区の意向をより重視する仕組みというのは、現時点ではここまでの詰め方でとどまっているという理解でよろしいですか。

今後は、新しくできる特別区と大阪府の議論に委ねて、ただ、大方針としては特別区の意向をより重視するものをつくっていききたいということが、我々の意思として盛り込まれるという理解でよろしいですか。

(浅田会長)

手向部長。

(府市大都市局手向制度企画担当部長)

委員がおっしゃったとおり、今現在のスタート時の制度としては、まずは大阪府が賦課徴収して調整を実施していくということになりますが、制度の思想としては、特別区の意向をより重視する仕組みとしていくことが必要という考え方を示したものでございます。

(浅田会長)

紀田委員。

(紀田委員)

わかりました。恐らく都区財政調整の例の都区協議会のつくり方が肝になると思いますので、将来議論するときは、多分この議事録を読んでもらうと思うんです。将来の方に向かっては、ぜひ特別区の意向を東京より、より重視する仕組みを構築していただきたいと思います。意見として述べておきます。

(浅田会長)

そのほか。

今井委員。

(今井委員)

大阪市の未利用地活用方針なんですけども、この中には出てこないということなんですけど、大阪の市立の霊園が64カ所あると。それで、実際1年間使用料で個人檀で5,000円で家族檀で2万5,000円で引き続き取っているということは聞いているんですけど、一方で、例えば大阪市内に64だけではなしに、実際、豊中の服部霊園とか泉州のほうに、阪南に、泉南メモリアル、非常に大規模なものが、今でも空地として置いている

部分もあるし、実際、販売されているんですかね、それが使われている部分もあるし、あ  
あいった未利用地という概念なのかどうか、ちょっとそこは僕、わからへんのですが、  
そういう処分というのがどういように検討されるのかなというのをちょっと。

(浅田会長)

井上課長。

(府市大都市局井上資産調整担当課長)

先生がお示しの霊園でございますけども、それはあくまで霊園の事業ということでござ  
いますので、処分を検討しています、いわゆる普通財産でお金にかえていくというもので  
はございません。まず事業に位置づけられた土地でございます。

その中で、霊園の場合、市外に大きな、お示しのように泉南メモリアルパークのような  
ものもございますので、こういったものは、一部事務組合の事務、共同で処理する事務と  
位置づけられておりますので、いわゆる土地等の財産につきましても、そちらに承継させ  
ていただくと、そういう案をお示ししているところでございます。

(浅田会長)

今井委員。

(今井委員)

今後そしたら、年間使用料等についても、一部事務組合に全部入っていくということと  
理解していいんですか。

(浅田会長)

井上課長。

(府市大都市局井上資産調整担当課長)

そういうことでございます。

(浅田会長)

今井委員。

(今井委員)

かなり大規模な金額になりますけど、それはそういうこととして理解していいんですか。

(浅田会長)

井上課長。

(府市大都市局井上資産調整担当課長)

そのとおりでございます。

(今井委員)  
ああ、はい。

(浅田会長)  
いいですか。  
大橋委員。

(大橋委員)  
大橋です。

職員体制のところなんですけれども、たくさん不足が出るといったのがこれから埋まってくると、それはそれでよかったなと思うんですけども、7ページの④番、5, 675人は横置きということで、横置きということの意味合いと、なぜなのか。

それと、あと、この中身、今後、議論に入っていくのかもしれませんが、今ちょっと説明できたらしていただけないか。

(浅田会長)  
太田部長。

(府市大都市局太田制度調整担当部長)

7ページの中ほどにあります、そこの5, 675人、横置きしております。経営形態変更で4, 190人と書いております。これは一般廃棄物の関係で2, 705人、それから下水道の関係で1, 485人、保育所で1, 485人、これはそれぞれ民間委託ですとか、そういったことで、現在、検討されておまして、その動向が現時点では、方向性は民間委託というようなことでございます。民間委託、あるいは委託という形になりますけれども、現時点で方向性が明確ではないということで、この体制の中では横置きとして、その影響をニュートラルにさせていただいているということでございます。

(浅田会長)  
大橋委員。

(大橋委員)  
今後の動向を見据えながらということですよ。

(浅田会長)  
太田部長。

(府市大都市局太田制度調整担当部長)  
最終的にはそういうことになります。

(大橋委員)

ですね。

(浅田会長)

そのほか。

橋下委員。

(橋下委員)

ちょっと細かなことなんですけど、9ページなんですけども、9ページの「交通局等からの転入等」、右側の「+176人」は、これは民営化にならない段階で、交通局から176人なんですか、民営化した場合なんですか。

(浅田会長)

太田部長。

(府市大都市局太田制度調整担当部長)

これにつきましては、民営化ではなしに、交通局、水道、病院から戻ってくるということでございます。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

ちょっと法定協議会で議論していることって、なかなか外に伝わらないので、あえてまとめたことで、議論ということではないんですけども、やっぱりずっとこれまでの法定協議会で議論されていた職員体制の問題は、2年間の準備期間を今回は置きましたので、全く問題がないということになりました。

特に、職員が足りない、行政職が足りないということをしきりに言われてきたんですけれども、9ページにあるとおり、いろいろ精査した結果、198人の確保が必要ということになりましたが、これはその下、対応案で技能労務職員の転任、現業職の転任が80人でいけると。平成25年度の市の実績は1年間で44人、現業職から行政職のほうへ転任していますので、この約80人の転任なんていうのは、もう十分可能です。新規採用等の増で約120名、この約200名職員体制を整備するというのは、準備期間中もできますので、これはもう全く職員体制は問題がないということになりました。

それともう一つ、いろいろメディアでも指摘を受けて、住民の皆さんがちょっと混乱したかと思うんですが、土地の問題なんですけれども、もう今、きょう議論したところをちょっとまとめさせてもらおうと、財政シミュレーション上の土地の問題と、財産目録の土地の問題は、これ、分けて考えなきゃいけないということになって、今までの法定協議会では、ここは混同されていたところがあります。

財産目録としては、処分検討できる財産がどれぐらいあるのかということをはっきりし

なければいけませんので、ここは事務局のほうから説明があったとおり、最新のデータに基づいて、しかも処分が本当に可能なのかどうなのか、ほかの活用方針が決まっているのかどうなのか、そこを精査しまして、八百何十億円という金額、これはきちっと財産として価値があるものとして積み上げて金額を出しました。

ただ、財政シミュレーション、後にまた事務局から説明しますけれども、各特別区の財政シミュレーションで入れ込んでいる土地の処分価格というものは、この積み上げた土地、財産目録上、この土地をいつ売るということは、これは決まっていますので、今、大阪市でどんどん土地売却をしていますけれども、大体、過去の実績ベースに、これぐらいの金額を売却できるだろうというのが財政シミュレーション上の土地の処分の価格になっていますから、どの土地を売るかということはありません。

だから、財産目録と財政シミュレーション上の土地の処分の金額は、全くリンクしていないと考えてください。これがごっちゃになってしまって、財政シミュレーション上の、いわゆる大阪市の土地の処分方針というものに、ばあっとついていた資料の中に、もうこれ処分ができないような土地だったりとか、「こんなの、もう売ってしまった土地じゃないか」とか、法定協議会でいろんなことを指摘があったんですが、あれはその事実について余り理解のない意見でありまして、大阪市の土地の処分方針というものは、現実に売れる土地を積み上げて、25年度、この土地を売りましょう。26年度、この土地を売りましょう。27年度、この土地を売りましょうというような処分方針になっておりません。大体ざっくりと、大阪市が抱えているこの土地について、過去の実績ベースに、大体150億円ずつぐらいを売っていきましょと、数字の話だけです。

その資料の中に、売れない土地やら何やらが入っていたもんですから、大騒ぎになったんですけども、今回は財産としてしっかり押さえておける、財産として保有しておける土地は、きちっと精査をして八百何十億円という積み上げの金額が出ましたので、ここは間違いありません。

ただ、財政シミュレーション上、土地を幾ら売っていくのかということについては、これはもう数字の問題ですから、土地の財産目録とはリンクしていないという、今回そういう整理で、きちっとさせてもらいました。

(浅田会長)

そのほか。

坂井参考人。

(坂井参考人)

もうまとめられた後で申しわけないんですけども、要は、特別区が設置されたときに、特別区に至るまでの経過で、職員がかなり増えてくるということになったら、後で非常に財政状況が悪くなるという特別区が出てくるんじゃないかということ想定して、そうならないように、例えば今、中核市を現状を想定しておられますけども、中核市の中でも行財政改革が余り進んでないというところもあるんじゃないかというふうに思うんですね。

どうなんでしょうね、一番、行財政改革が進んでいるということ、そういう都市を前提にしたときに、こういう職員体制が本当に必要なかということ、というのは、どんな

もんなんですか。

(浅田会長)

太田部長。

(府市大都市局太田制度調整担当部長)

今回モデルにいたしました近隣中核市5市でございます。これは、豊中市、高槻市、東大阪市、尼崎市、西宮市でございますけれども、いずれも中核市の中では、人口当たりの職員数が非常に少ない都市になっております。5市の中では1つはトップというようなところも入っております、全て上位の中に入っておりますので、そういう意味では、かなりスリムな、都市型と言ったらちょうど当たると思うんですけれども、中核市がモデルになっているというふうに理解をしています。

(坂井参考人)

はい、わかりました。

もう一つだけ。

(浅田会長)

手短にお願いします。

(坂井参考人)

この職員数を算定するに当たって、民営化するところもあるでしょうし、それから、民営化は今回はしないけれどもアウトソーシングができるというようなところもあるんじゃないかなと。ぜひ、そういうある意味で楽しみといいますか、財務状況を考慮したときの楽しみというところも、ある程度、指摘しておいていただいたらありがたいなというふうに思います。

以上です。

(橋下委員)

もう一度確認だけ、1点だけいいですか、済みません。

(浅田会長)

では、橋下委員。

(橋下委員)

もう一度、土地の処分についてなんですけども、大都市局と大阪市の財政局で調整した中で、大阪市の未利用地の処分方針、財政シミュレーションでもとになっている未利用地の処分方針、ある意味、数字上の問題だけなんですけど、そこについている添付資料で、「これはもう売れないものだよ」とか、「これはもう未利用地の処分方針の中に入れておくのはおかしいよね」というような、そういう調整はしてないんですね。だから、未利



用地で処分方針の添付資料は、もう従前どおりのもので、売れないものとかそういうものも入ったままになっているんですか。

(浅田会長)  
井上課長。

(府市大都市局井上資産調整担当課長)

土地の関係は、財政局との調整というよりは契約管財局との調整でございます。契約管財局のほうで取りまとめておられます処分検討地は、まさに今、商品化に向けて、その作業を努力されているという土地を集約されたものです。

当然ここに落ちている処分検討地につきましても、そういった土地を精査して落とさせてもらったものがございますので、基本的には全く売れる見込みのない土地でありますとか、さきの協議会でもありましたように、他にもう活用方針が決まっているようなものがまざってるじゃないかと、こういったものは全て精査した上で、現在、契約管財局が取りまとめるものと基本リンクされているというような形になっています。

(浅田会長)  
橋下委員。

(橋下委員)

処分方針のほうなんですけど。活用方針とかそういうんじゃ、財政シミュレーション上で大体150億円ずつぐらい売っていかうとかいうふうな方針の中で添付されている資料も訂正になったんですかね。

(浅田会長)  
手向部長。

(府市大都市局手向制度企画担当部長)

26年度の財政局の「粗い試算」で入っている数字が、27年度から30年度までの4年間で560億円という数字が入っております。その数字を4年間均等に割ったものとして、29年度と30年度の2カ年、財政シミュレーションには活用するというところでございますので、今の財政局さんが、おおむね4年あれば560億売れるだろうという部分を活用して、シミュレーションに反映したというところでございます。

土地の明細は、それにはございません。先ほど市長がおっしゃったように、過去の実績で積み上げたというふうに聞いております。

(浅田会長)

いいですか。ありがとうございます。

それでは、この辺でまとめたいと思います。

新区割りによる職員体制、財産・債務の承継、財政調整について、確認させていただき

ます。

今、事務局から説明のあった方向で対応するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(浅田会長)

御異議なしと認めます。

それでは、今、申しあげました内容で進めるということをお願い申し上げます。

次に、第2部の庁舎建設について、御協議いただきたいと思います。

庁舎建設につきましては、前回の協議会におきまして、北区以外は建設するという方向で、そのコストを今回の協議会で確認することとしておりました。しかしながら、この間、橋下市長から事務局に対しまして、湾岸区の庁舎不足対応として、ATCもその候補にするよう提案がありましたので、それも含めて庁舎建設をどうするのかにつきまして御議論いただきたいと思います。

それでは、まず、事務局のほうから説明をお願いいたします。

井上部長。

(府市大都市局井上戦略調整担当部長)

それでは、庁舎建設について御説明いたします。

資料の33ページをごらんください。

まず、コスト算定の基本的な考え方について御説明いたします。

資料の左上のほうに、今回のコスト試算の考え方のフロー図を示しております。必要な執務室の面積の算出におきましては、昨年8月にお示いたしましたパッケージ案と基本的に同様の考え方に基づき試算しております。

まず、移転する時点での職員数から、総務省の庁舎建設に関する算定基準を用いまして、必要な執務面積を算出いたします。それで、標準的な市の保有庁舎でございます区役所、工営所、本庁舎で不足する執務面積を算出いたします。その結果、右側の表にございますとおりになってございますが、現在の市の本庁舎のある北区を除く4区におきまして、各区1万平米から2万平米程度不足するということになってございます。

パッケージ案では、この不足分を全て民間ビルの賃借、改修により確保するという想定をいたしておりましたが、今回、この想定に加えまして、下にございますように、想定1といたしまして、前回の協議会の御指示によりまして、北区を除く全ての区において、新庁舎を建設する場合と、また、先ほども会長のほうからございましたが、想定2といたしまして、湾岸区でATCを庁舎として活用し、それ以外は新庁舎を建設するとした場合の3つの想定に基づく試算をいたしました。

次に、34ページをごらんください。

表の中にごございますイニシャルコストの欄でございますが、新庁舎を建設する想定1、2では、イニシャルコストが賃借する想定3よりも大きくなってはございますが、建設経費の大部分で起債発行が可能となりますので、毎年の支出は平準化されることになります。

また、新庁舎建設のランニングコストにつきましては、新庁舎への移転後は、維持管理費が必要となりますが、これまでの賃借スペースが不要となりますため、賃借料が不要となり、現行よりも毎年の支出額は減少するということになります。

そして、コスト累計につきましては、中長期で見ますと、全てを賃借する想定3が最もコストがかかり、全てを建設する想定1が最もコストがかからないということになってございます。

なお、表では、長期財政推計の最終年度でございます平成45年度までと、庁舎関連コストの起債償還終了年度でございます平成63年度までの2つの期間の結果を示しております。

35ページは、以上の試算結果のコストの内訳について、項目ごとにお示ししているものでございます。

説明は以上でございます。

(浅田会長)

ありがとうございました。ただいまの説明を受けて、何か御質問等ございませんでしょうか。

新田谷委員。

(新田谷委員)

このコストの計算はよくわかりました。お伺いしたいのは、当然、庁舎を仮に新しい区長、新しい議会で建てるとなった場合、先ほどありました財政シミュレーションの中で、現状における財政力の差というものは、最高1.2倍の格差で調整するという事になってますけども、これ新しくスタートしたら、新しくそれぞれの4つの区の起債償還なり財源が必要となります。その部分もみんなで補い合って、1.2倍にするのかどうか。

もし、そうするのであれば、各区なんかは庁舎をつくったほうが、ほかの5つが負担してくれるんやったら、そのほうがいいじゃないかという話になりますし、その新しくつくったら、一旦スタートした以降の部分に関しては、それぞれの基礎自治体の行政区できちっと負担していくんですよということになれば、それなりの過剰負担がかかりますから、それはどちらなんですか。

(浅田会長)

手向部長。

(府市大都市局手向制度企画担当部長)

今回の新設の部分につきましては、各特別区でつくった部分については、各特別区で返していくということで、財政シミュレーション上は行っております。先ほど検証いたしました1.2倍というのは、1人当たりの税収格差を1.2倍以内にすることによってございますので、当然そこにはそういう要素は反映されておられません。

ただ、各特別区でつくったとしても、今想定している規模のものが賅っていけるのかどうなのかということは、後ほど説明する財政シミュレーションの中で検証されております。

(浅田会長)

よろしいですか。そのほか。

三田委員。

(三田委員)

この執務室面積というのがあるんですけども、これは職員の数で割り算してくるんですよね。そのときに実は湾岸区あたりは1万平米必要と書いているんですけども、中央区あたりは同じような数字になっているんですが、職員数から見ると、これ中央区のほうが多いんですよね。そうすると、狭くないんですか、中央区のほうは。大丈夫ですか。

(浅田会長)

高橋課長。

(府市大都市局高橋まちづくり調整担当課長)

今、お示しさせていただいておりますのは、職員数をベースに、国のほうの基準で1人当たり20平米という起債のときの同意基準がございまして、それを活用して、まず、必要な面積を出します。今度、各区、特別区ごとに、こちらに図面でもお示ししてます市の保有庁舎のいわゆる職員を、今の市の保有庁舎の受け皿、既にある庁舎がございまして、そちらに配置をした後に、なお、足りない部分というところで、不足する執務室面積というものを出示しております。なので、今の現状の施設、市の保有庁舎の量によって変わってくるということになります。

以上でございます。

(浅田会長)

そのほか。

美延参考人。

(美延参考人)

北区はこの今の場所である、大阪市役所の庁舎を使うということなんですけども、今の大阪市役所の庁舎でしたら、いずれにしても北区の部分が余ってくると思うんですけども、どれぐらいの面積が余るか、これはもう計算は出ているんでしょうか。

(浅田会長)

山口局長。

(山口大阪府市大都市局長)

基本的に北区の本市役所の庁舎については、空きスペースについては、一部事務組合が一応活用するという方向で出してますので、一応、この庁舎を、少し余るところがあるかもしれないけども、基本的にはフル活用して使っていただくということで考えていると

ということです。

(浅田会長)  
美延参考人。

(美延参考人)  
そしたら、一応、北区の新庁舎プラス一部事務組合で、大体全部詰まるという、そういう計算でよろしいですか。

(浅田会長)  
高橋課長。

(府市大都市局高橋まちづくり調整担当課長)  
その確認はしているんですが、ちょっと手元にすぐ今、数字が出てこないんですが、一部事務組合の職員も入れても、なおまだデータで余ってくるような状態です。

(浅田会長)  
美延参考人。

(美延参考人)  
そしたら、そのまた余りの部分は、一度また示していただきますようお願いいたします。以上です。

(浅田会長)  
そのほか。  
三田委員。

(三田委員)  
湾岸区のほうなんですけれども、今ATCというのが一つ、これ想定2のところにあるんですけど、うちの場合はこの間、解決をしたといいたまいますか、オーク200というものもあるんですけども、場所的には十分あるんです。そのようなことも考えられるんでしょうか。

(浅田会長)  
井上部長。

(府市大都市局井上戦略調整担当部長)  
今、ATCを活用するというので、今回試算に入れさせていただきましたが、その時点でオークが活用できるようであれば、また庁舎に活用するというのも。

(浅田会長)

誰か答えられるかな、詳しく。  
稲垣部長。

(府市大都市局稲垣制度調整担当部長)

オークでございますが、先週、方針が決まってきているんですけども、基本的には売却の方向で調整していくということになりますので、恐らく民間のビルになっていくんではないかと思っておりますので、その民間ビルをあえて賃借するという形になるんで、恐らくそのものを活用するという形にはならないんじゃないかなと思っております。その点、ちょっとお含みおきいただければと思います。

(浅田会長)

置田委員。

(置田委員)

34ページの試算のところですけども、私、余りわからないんですけど、ランニングコストですけども、想定1、2、3とあって、想定1と2だと、例えば、想定1だとマイナス10億円、想定2だとマイナス6億円というのは、これ現在の市役所のもとでかかっているランニングコストに比べて、新庁舎を建設したほうがむしろ毎年のランニングがこれだけ浮いてくるという、そういう理解でよろしいですか。ちょっとそこだけ確認したいんですけど。

(浅田会長)

井上部長。

(府市大都市局井上戦略調整担当部長)

現在でも民間ビルも借りておりまして、20億円程度賃料がかかっているとか、そういうのがございまして、それに対して増えるか減るかという形の記載をしております。

(浅田会長)

置田委員。

(置田委員)

現在の市役所の毎年のランニングコストと、新しく特別区を設置した場合の5区全体の、北区は除きますけども、その合計のランニングコストと、それを比較した場合のマイナス10億円なりマイナス6億円と、そういうことですか。

(浅田会長)

高橋課長。

(府市大都市局高橋まちづくり調整担当課長)

まちづくり調整担当課長の高橋です。

今現状で、およそ20億円ぐらいの賃料がかかっています。全部つくりますと、その20億円程度の賃料が要らなくなるんですが、つくることによりまして、今度、建てたものの維持管理経費が、補修でありますとか、点検といった費用がかかりますので、それを差し引きしますと、そっちのほうがまた、ある程度改修の経費はちょっとでこぼこがあつて、平均させていただきますと、大体年間10億円ほどかかりますので、その20億円かかっていた賃料は必要なくなるんですが、別途、建物の維持管理費が10億円ほどかかりますので、その差し引きで▲の10億円という計算をさせていただいております。

(浅田会長)

置田委員。

(置田委員)

そうすると、特別区設置後のランニングコストというのは、新庁舎建設した場合のメンテナンス費用だけということですよ。例えば、だから、イニシャルで想定1だと、492億円使って公債発行して建てるわけですよ。その当然、元利の償還というのが毎年発生するわけじゃないですか。その部分は見込んでないという、そういう理解でいいですか。

(浅田会長)

高橋課長。

(府市大都市局高橋まちづくり調整担当課長)

コスト累計のほうにはそういった起債の想定をしまして、利息も含んだ計算をしております。

(浅田会長)

置田委員。

(置田委員)

金利の負担分も毎年のランニングコストとして見込んだ上で、それでもマイナス10億円という、そういうことですかね。

(浅田会長)

高橋課長。

(府市大都市局高橋まちづくり調整担当課長)

この表上では、今回、賃料と維持管理費の差し引きを入れさせていただいております、この想定1の中には入れていないんですけれども、こちらのコスト累計につきまし

ては、こういった長期の期間の想定した中でかかっている費用という中では、先ほど起債を起こしたときの利息というものも含んだ形で計算しております。

(浅田会長)  
置田委員。

(置田委員)  
だから、ランニングコストのところには、そういう金利負担分は見込んでないけども、コスト累計としては入れているよということですね。わかりました。

(浅田会長)  
いいですか。  
紀田委員。

(紀田委員)  
想定1の中には、湾岸区の庁舎を建設するわけなんですけども、この建設というのは、想定2では名前が上がっているATC、あれ自体を買収しても、大体似たような数字になるという理解でよろしいですか。ATCを新規建設するかわりに、ATCを購入してしまうということも入っているという理解でよろしいですか。

(浅田会長)  
高橋課長。

(府市大都市局高橋まちづくり調整担当課長)  
今回、買収については、そういった金額等は出しておりませんので、あくまでほかの区と同じように、不足する面積分を建設した場合のコストということで出させていただきました。

(浅田会長)  
紀田委員。

(紀田委員)  
わかりました。じゃあ、想定1の中にはATCではなくて、新規に建設した分だけの数字で、この数字が出ているということですね。

(浅田会長)  
高橋課長。

(府市大都市局高橋まちづくり調整担当課長)  
そうです。特にほかと差をつけず、平均的にかかる建設の単価等を掛けまして、出して



いるものでございます。

(浅田会長)

紀田委員。

(紀田委員)

前回出していただいた作業スケジュール案では、特別区設置の日まで必要庁舎面積を決定して用地取得とか具体的にやると書いてあるんですけども、そうなると、特別区長や区議会ができてからの判断に委ねるのではなくて、この協定書の中で、ある程度、この想定のとれを選択するのかというのは決めておかないといけないということですよ。それでよろしいですか。

(浅田会長)

井上部長。

(府市大都市局井上戦略調整担当部長)

前回の法定協議会の中で御議論がありましたのは、スケジュールの中では一応、28年度中に用地買収という項目を入れてたんですが、この協議会の中で、新たな特別区の中で、その庁舎建設なり賃借していくというのは、決めていくべきじゃないかという御議論があったかと思えます。

(浅田会長)

紀田委員。

(紀田委員)

わかりました。私も特別区長と特別区議会の意思がはっきりしてからのほうが、本件についてはいいのかなと感じるところです。この想定3つについても、それを前提に、この法定協議会で決めておけばいいということで理解しました。

(浅田会長)

井上部長。

(府市大都市局井上戦略調整担当部長)

そういう形で想定はしております。用地買収については29年度以降ということで想定しております。

(浅田会長)

よろしいですか。

それでは、庁舎建設につきまして方針を決めておきたいと思えます。

山口局長。

(山口大阪府市大都市局長)

ちょっと方針の前に、今いただいている意見を見ていると、財政シミュレーションを見ていただいて、一緒に議論をしていただいたほうがわかりやすいのかなと思いますので、ちょっと長期財政推計のほうで両方の案で少しはじいてますので、ちょっとそれを先に説明させていただいたほうがいいのかと思いますので、よろしくをお願いします。

(浅田会長)

はい、わかりました。それでは、今、山口局長のほうからそういう御提案がありましたので、この庁舎建設に関する方針につきましては、特別区の長期財政推計をやった後で、一緒に決めていきたいと思います。

それでは、次の項目2ですね、各特別区の長期財政推計につきましての協議に移りたいと思います。

各特別区の長期財政推計につきまして、事務局のほうから説明をお願いいたします。

手向部長。

(府市大都市局手向制度企画担当部長)

それでは、私のほうから説明させていただきます。

資料2でございます。

今回、各特別区の長期財政推計ということで、[粗い試算(その1)]及び資料2-2で、[粗い試算(その2)]という形で、2つの推計を作成しております。1つ、(その1)のほうは考え方といたしまして、AB項目を初めとした再編効果、これらを全て盛り込んだ形で作成したものでございます。

それから、[粗い試算(その2)]のほうは、これは市長から御指示もいただきまして、一部事業の民営化等が実現されない場合ということで、地下鉄、バス、それから、清掃の民営化、清掃収集の民営化、これが特別区移行までの間に実現できない場合ということで試算をさせてもらっています。単純にそれぞれにあがっている効果をなかったものとして置きかえたものという形で(その2)のほうは作成させていただいたものでございます。

それでは、資料2の(その1)のほうから説明させていただきます。

まず、1ページ目を、1枚おめくりください。

資料の目的、位置づけにつきましては、昨年12月のシミュレーションの際にも御説明させていただきましたが、かなり前提条件を置いて行っておりますので、粗い試算ということになっております。平成29年度まで時間もございまして、今後の予算編成においても変動があるものとして、相当の幅を持ってみる必要があるものであると考えております。今回のこの資料の目的というのは、基本的に各特別区が財政運営が可能かどうか、こういうことを検証しているという視点でつくっているものでございます。

目次を見ていただきますと、作り方といたしましては、1のところ、推計の作成の方法、これを記載しております。それから、2の長期財政推計のところ、北区から中央区まで、この特別区ごとに推計を行っております。それから、大阪府の推計は参考という形をつけております。それから、3の参考資料のところ、推計の前提条件、それから、再

編効果・コストの内訳、それから、財政シミュレーションに参入しているこういう効果コストについて説明しているところでございます。

それでは、1枚おめくりいただきまして、1ページ、2ページのところをごらんいただきたいと思っております。

昨年12月にも説明させていただいたんですが、基本的にどのように財政推計を策定しているかということについてももう一度簡単に説明させていただきます。

大阪府の財政推計につきましては、基本的に今回の推計では別置きという形でつくっております。大阪市の平成26年度の「粗い試算」、これを今回の協定書案に基づく事務配分によりまして大阪府にいくものと特別区にいくもの、それに両方に区分しております。区分した上で再編効果額・コスト、これを乗せましてそれぞれの収支見通しをつくっているという状況でございます。特別区分につきましては、各特別区にそれぞれ経費を張りつけてつくっているところでございます。もちろん、特別区の収支をつくる際には一定財政調整制度もした上でつくっているということでございます。推計の期間といたしましては、昨年12月と同様、平成45年度までという形でおかせていただいております。

それから、2ページ目の上段に書いておりますけども、再編効果額・コストの部分につきましては、特に今先ほど説明がございました庁舎の部分につきましては2つのパターンで試算しております。①のほうで各特別区の庁舎は北区を改修、その他は建設という形で見込んだ場合、それから、②といたしまして、湾岸区については新庁舎を建設せずATCを賃借改修した場合を前提とした試算という形で、場合分けして推計を行っております。中段に書いております数値につきましては、イニシャルコストの期間中に発生する一般財源ベースの数字を①のケース、②のケースという形で数値を入れております。当然、建設費でしたらその期間に発生する公債費などもここには記載しております。ただ、公債費につきましてはもちろん平成34年度以降も発生するものでございます。年次割の考え方等につきましては、そのシステム改修、新庁舎建設等について記載のとおりでございます。

それから、特別区で収支不足が発生した場合の対応策ということで、2ページの一番最下段のところ例示という形で書いてあげております。もちろん実際の財源対策は各特別区の予算編成で具体化されるものでございますが、一定考えられる財源対策といたしまして、ストックの活用ということではまず先ほど御議論いただきました土地の売却がございまして、ここには書いておりませんが、平成29、30年の2カ年で140億円ずつを売却できるということを前提にしております。

それから、財政調整基金につきましては、昨年の12月の財政シミュレーションの段階では偶発債務への対応のため、広域に財政調整基金を全て引き継いだ上で、広域側で管理していくというようなスキームとしておりましたが、今回、財政調整基金の額自身はかなり増えているという状況もございまして、それから、偶発債務に対応するための額というのを考慮いたしますと、今回、オークが外れましたので、ここに書いてありますように、大阪府分として財政調整基金を確保しておく必要があるのは、平成28年度末時点で約338億円ということになります。そうしますと、今の財政調整基金からこの338億円の大阪府分を、大阪府分として今後活用が見込まれる637億円、それを除きますとまだ600億円ぐらい財調基金があるという形になりますので、この600億円を各特別区に人口に応じて配分して、スタート時に基金を造成しているということを前提にしております。

それから、特別区が承継する株式などの活用、これは関電株等が考えられますが、メニューとしては入れておりますが、推計上には数値としては入れておりません。

それから、地方債の活用ということで、移行の5年間の期間については行政改革推進債等を活用しているところでございます。

それから、大阪府の財政措置ということで、これは今回の特別区の設置に伴いまして、大阪府側に発生する効果額、これを特別区のイニシャル分を上限として負担するというのを昨年12月のシミュレーションではお示しさせていただきましたところでございますので、メニューとしてこういう形は残させていただいております。ただ、後ほどごらんいただいたらわかりますように、その後の「粗い試算」などの収支がかなり改善しておりますので、大阪府からの財政措置というのが必要な状況にはなっていないので、今のシミュレーション上は数値として入れておりません。

設定条件としては以上でございます。こういう条件で作成した推計でございますが、ページをおめくりいただきまして、まず、6ページまでお進みください。

6ページは北区の推計でございます。

まず、このページは財政収支推計（市「粗い試算」区分後）と書いてありますが、平成26年度の大阪市の「粗い試算」を事務分担によって大阪府と特別区、特別区に割ったうちの北区分、この歳出を振り分けて、先ほど申しましたように、歳入は財政調整を行って作成したものでございます。したがって、再編コスト・効果、あるいは、財源対策を行う前の数値がここに入っております。差し引き欄Aという欄が数値としていわゆる自然体の収支に近いものでございます。これを見ていただきますと、大体、北区というのは1,400億円規模の一般財源の団体となるのではないかとこの財政推計表では見てとれるかというふうに思います。

1枚めくっていただきまして、7、8ページの部分です。

そうした財政収支を前提といたしまして、再編効果・コストを乗せていくとどうなるかというのを7ページ、8ページであらわしております。

7ページの下段の表をごらんいただきますと、財政収支推計Aというのが先ほど、前のページの数字がそのまま入っております。そこに再編効果・コストBということで、これは先ほど申しました全ての効果が再編効果・コストが実現されるということを前提にしておいた場合の数字です。したがって、AプラスBというのが財源対策前の数値という形になってきます。平成29年度から平成33年までは財源不足が生じているという状況でございますが、徐々にその後拡大して、最終的平成45年ごろには77億円のプラスの収支が発生しているという状況でございます。この初期の財源不足に対応するための財源対策といたしましては、8ページに記載しておりますが、メニューを並べておりますが、数字を入れておりますのは、先ほどいいました土地売却が平成29年と30年に入ります。それから、地方債の活用ということで平成33年まで入れてあります。それ以外にあと、必要な部分として、北区に造成された基金を活用いたしまして、平成32年度まで財源の取り崩しを行うことで一定、財源不足は確保できるというような形で推計しております。この場合、北区に造成された財調基金は一番最下段の欄ですが、45億円ぐらいまだ残った状態ということになっております。この資料の見方としては大体こういうような見方をすることとさせていただきます。

続きまして、10ページ以降にお進みください。

湾岸区でございます。

10ページはいわゆる自然体の推計ということで、歳出、歳入規模は約800億円から900億円、800億円台という形で先ほどよりはやっぱり人口が少ない分、少なくなっております。それに伴いまして、財源不足の額も少ない状況になっております。

11ページ、12ページにお進みください。

この湾岸区も庁舎を建設した場合とお考えください。この(2)は庁舎を建設した場合。この場合、平成31年度ぐらいまでは収支不足が続きますけども、効果・コストを加味いたしますと平成34年度から収支は解消できるということで、最終的には平成45年度ぐらいに36億円の収支のプラスが見込まれるという状況でございます。財源対策の対応につきましては、北区とメニュー的には大体同じ対応という形になります。土地売却と地方債、それと各区に造成された財政基金の活用でおおむね回れるというふうに思っております。

それから、続きまして、13ページ、14ページがATCを庁舎として活用した場合ということで、湾岸区の2つ目のパターンでございます。

今の、前の湾岸区で庁舎を建設する場合と、この建設しない場合の差というのは、13ページの資料でいいますと、再編効果・コストB欄の数字が変わってきているところでございます。この効果・コストの内訳は後ろのページのほうにその内訳もついておりますので、これはまた後ほど御確認いただけたらと思っておりますが、ここの数字が変わったことによりまして、若干数字が動いているということでございます。ただ、平成45年度でも37億円の収支はやっぱりプラスになっているということで、余り区庁舎を建設した場合と大きな差は見られない状況となっております。

それと、失礼いたしました。このケースでは14ページをごらんいただきたいんですが、財源対策として土地売却から各区造成の基金まで活用したといたしましても、平成33年度で各区に造成された基金が枯渇する形になるということになります。そのため、一部の経費については大阪府からの財政調整基金のセーフティネットとしての貸付制度を5億円ですけど利用するというを前提にしております。ただ、それは一時的なもので、平成34年度以降、収支自身はどんどん黒字化しているという状況でございます。

次に、東区でございます。

16ページ以降に数値が入っております。主だったところだけごらんいただきますと、17ページ、18ページをごらんいただきたいと思っております。

東区の場合は当面の間、約50億円を超える収支不足が続きますが、こちら平成34年には収支不足が解消いたします。平成45年度時点では62億円程度の収支黒字が発生するのではないかと思っております。

それから、財源対策につきましても、各区に造成される基金の活用までで一定対応できるというふうに思っております。

それから、続きまして、南区でございます。

南区は21ページ、22ページをごらんいただきたいと思っております。

南区は人口規模も69万人とかなり大きいところになりますので、財政の規模も約1,700億円規模という形になっております。収支不足につきましては当面、60億円を超

える収支不足というのが続く形になっておりますが、これも平成34年には収支不足は解消されて、最終平成45年度時点では70億円程度の収支のプラスが見込まれるのではないかと考えております。財源対策については他の区と同様の状況でございます。

それから、中央区が25ページ、26ページでございます。

中央区は41万5,000人ということで、それに見合った財政規模ということで、1,100億円台の財政規模になっております。こちらにも収支不足は当面の間ございますが、平成45年度あたりでは50億円程度の単年度収支の黒字という状況になっております。財源対策については、これも土地売却と地方債、それと、造成されている財政調整基金の活用で当面、回すことができるという試算結果になっております。

それから、続きまして、参考ということで、大阪府側の試算をつけております。29ページ、30ページとなります。

ここでいう大阪府側の試算というのは大阪市の「粗い試算」から区分して作成した広域に移管される事業分の「粗い試算」という形になります。事業規模として約2,200億円、スタート時に約2,200億円という規模が見込まれるところでございます。ここにつきましては30ページをごらんいただきますと、事業再編効果などによりまして制度移行初年度から約17億円の効果が発現して、以降、徐々に拡大していくという形になっております。もともと広域側で生じた効果につきましては、12月の財政シミュレーションの際にもその活用方法として特別区の収支不足に活用する、あるいは、大阪府での新規投資や移転事務の拡充に活用すると、こういった方法が考えられるという考え方を提示させていただいたところでございます。試算結果からいいますと、こういうふうに収支がプラスで転じている状況でございますので、現在の大阪府側が持っております「粗い試算」には影響は生じないというふうに考えているところでございます。

試算結果の説明としては以上でございますが、それ以降、少しさっとどういうものが入っているかだけ説明させていただきますと、32ページから34ページのところには今回の推計の前提条件、あるいは、各特別区にどういう基準で割り振っているかという推計の条件の整理をさせていただいております。

それから、35ページ以降のところには推計に用いている再編効果・コストの内訳をお示しさせてもらっています。例えば、35ページ、36ページには北区の内訳ということで、AB効果や市政改革の効果、職員体制の効果、それから、先ほど出ておりました再編コスト、その内訳を年次ごとに示しているところでございます。こういうものが以降、48ページまで内訳として続いてまいります。

それから、50ページ以降につきましては、再編効果・コスト、まず、AB項目から始まりまして、その後、職員体制、それから、再編コストと続くわけですが、今回の財政推計においてこういった数値の使い方をしているかという財政推計への参入の仕方、数値の参入の方法について説明した部分の資料をつけておりますので、後ほどごらんいただけたらというふうに思っております。これが通常、全ての効果を織り込んだ場合の推計ということになります。

それから、続きまして、資料2-2をお開きいただきたいと思います。

こちらは一部事業の民営化等が実現されない場合ということで、1枚おめくりいただきまして、資料の目的・位置づけのところ、2行目、3行目のところに入れておりますけ

ども、今回の[粗い試算(その1)]に示している再編効果額から地下鉄・バス・一般廃棄物の収集輸送に係る効果額を控除して作成しております。先ほど申しましたように、この除外項目については市長からの指示を踏まえて設定したものでございます。今回の試算におきましてはこれらの効果、3つの効果を単純に除外して推計するという手法をとったものでございます。

推計のやり方は全く一緒でございます。どの程度影響が出ているかといいますと、7ページ、8ページのところにまず、北区をごらんください。先ほど資料2の資料と見比べていただいたらわかるかと思うんですけども、基本的に7ページで申しますと、表中の中段にB欄という再編効果・コストの欄(その2)という部分が先ほどのページと変わっていることになっております。ここの欄の数字が変わります。ここの欄の数字から先ほどの地下鉄・バス、それから、ごみの収集、こういった効果を除いておりますので、それが結果として収支不足額が拡大する、あるいは、最終の平成45年度あたりの収支のプラスの規模が変動しているという状況になっております。

北区でいいますと、先ほどの試算では平成45年度あたりで77億円のプラスとなっているのが今回は55億円という形で、機械的な計算ですけども、20億円程度収入が減っているという状況になります。当面で申しますと、収支不足は前回、先ほどの推計では約50億円を超える程度であった収支不足が60億円を上回る収支が初期の段階で続くと、このような違いになってあらわれております。当然、収支不足が拡大したことによりまして、財源対策のとり方が変わってきておりまして、この北区のケースでも各区に造成された基金、これは全て一旦は枯渇したということで、広域からの貸し付けを一部活用して平成34年度まで収支不足を解消すると。その後、活用可能額が拡大していくという形の絵になっているところでございます。規模の大小はございますが、基本的に同じような形で湾岸区以降、資料のほうを作成しております。詳細のほうは、説明はここで省略させていただきます。

説明は以上でございます。

(浅田会長)

ただいま、各特別区の長期財政推計について御説明いただきました。ただいまの御説明につきまして、質問等ございませんでしょうか。

新田谷委員。

(新田谷委員)

この財政シミュレーションの中の財政調整基金に注目したんですけども、この1番の場合、予定どおり民営化が実現した場合における試算において、湾岸区だけが、平成30何年度からその財調資金がゼロのままずっと続くんですよ。このシミュレーションの中では。これでは予算が組めないというか、普通、予算の際に財調を少し取り崩して、決算で不用額が出て、またもとに戻して、財政調整基金がそのままの形でいくというのが通常の予算の組み方ですけども、これを見たらその湾岸区が全く予算組むのどうするのかなと思うんですけども、それはどう思うかということと、ましてや民営化が実現されない場合、5つの区全部、財調がゼロということになれば、こんなことになったら全ての区で予算組みづ

らいと思うんですけども、その辺はいかがですか。

(浅田会長)

手向部長。

(府市大都市局手向制度企画担当部長)

新田谷委員おっしゃっている、湾岸区でA T Cを庁舎として活用した場合、そのケースですね、A T Cを庁舎として活用する場合というのは、賃借、これが前提になりますので、当初から起債活用というのがその賃借の部分ではできないという形で、一般財源をかなり使う形になってまいります。

一方、同じ湾岸区でも、11ページ、12ページのほうでは、新庁舎建設という形になっていますので、当面、起債を入れる形になりますので、コストがかなり平準化して、結果として基金が残っていると。すみません、賃借をする場合は初期にビルの改修をしなければならないので、その改修に起債が入らないという意味で、以降のちょうど借り入れをする時期に、庁舎の改修整備をしている時期のコストがちょっと膨らんでいるという状況になっています。そこで一旦枯渇すると、基金がなくなって財政運営できないんじゃないかという点につきましては、この14ページの下の段で、確かに一旦取り崩した基金はゼロという形にしているんですけども、例えば、平成35年度の欄を見ていただきますと、そこで収支合計として、13億円というのが単年でプラスで出てくるわけです。平成36年度であれば19億円ということで、ここの部分が新規に基金にどんどん積み上げていこうと思えばできると思いますし、もちろん、それぞれの年度で施策として使うことも可能であろうかと思しますので、一時的に確かにこういう状況になっている時期はございますけれども、長期で見ればもう平成35年度以降どんどんどんどん収支が改善して、お金が残っていつている状況でございますので、施策を行うことは、この推計上からは可能ではないかというふうに思っているところでございます。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

これ僕も同じ、この数字を見て一瞬そう思ったんですけど、やっぱりこれパッと感覚的にね、数字を見てわかりにくいなと思ったのは、これ各区財調基金残高というのは、当初に積まれた財調基金の残高なんですよ。ということは、例えば、これ平成35年度になると、今、当初に積まれた財調基金はゼロになりますけれども、収支合計で13億円プラスになっているので、今、大阪府も大阪市も収支で黒になっているものは財調基金に積み増ししますよね、だから本来でいくと、ここ全部、財調基金は増えていくんです。13、次は22、42と、だからこの上の表のグラフの累積が上、増えていくのと同時に、ここ財調基金残高は増えていくのは、これ書き方がやっぱりちょっとわかりにくいんじゃないんですかね、各区財調基金残高というのは、本当は説明を加えて、当初に積まれた部分の財調基金だから、通常の財政運営上はここで収支が出たら、注意書きしておいて、収支合計、



黒になったものは財調基金に積んだものとみなすという注意書きを打って、そうすると財調基金残高はこれどんどんどんどん増えていくことになります。これは当初に最初に特別区設置のときに分配された財調基金が減っていきますよというだけであって、その後、増える部分はここに足してないので、だからちょっとわかりにくいんですけどもね。だからちょっと書き方の問題だから、それは変えたほうがいいと思うのです。

(浅田会長)

新田谷委員。

(新田谷委員)

予算で黒が出たら、一定の割合で財調がどこかの基金に積まんなんというルールあるんじゃないんですか。

(浅田会長)

手向部長。

(府市大都市局手向制度企画担当部長)

決算剰余が出れば、減債分として2分の1積み立てるというのはあるんですけども、ここはそこまでの毎年毎年の財政運営の結果を積み上げるというやり方じゃなしに、各年度で生じている財源、ここでいきましたら13ページで出た市全体の収支にコスト効果を乗せると、単年ごとの収支ではどの段階で黒に転じて、その前の赤の部分をどうやってこなすかというところが基本、主眼であろうかと思っておりますので、そういう作り方しかしておりませんでした。ただ、市長からも御指摘いただきましたように、ちょっと誤解を招くということであれば、この資料を次回には修正させていただきたいと思えます。

(浅田会長)

新田谷委員。

(新田谷委員)

それでわかったんですけども、それにしてもね、民営化が実現されない場合の湾岸区、これしんどいと思うんやけど、どう思います。

(浅田会長)

手向部長。

(府市大都市局手向制度企画担当部長)

ちょっと湾岸区の場合は、やはり、今回の財調基金の配分というのを人口で行っていますので、配分されている額自身が、絶対額として一つ少ないというのはあろうかと思えます。そういうことが、結局、影響してきているのかなということは思っております。

(浅田会長)

新田谷委員、いいですか。

そのほか。

橋下委員。

(橋下委員)

この資料、2つを分けたのは、要は、資料その2のほうなんですけれどもね、資料その2のほうなんです。今、市議会のほうで市政改革、特に民営化について全然賛成が得られるような状況じゃないんです。仮にその民営化の賛成が得られない場合であったとしても、特別区を設置しても、十分に財政運営やっていけますよという、ある意味そういう資料でもあります。その2のほうは。だから民営化の決議をもらえなくても、そのまま特別区になっても大丈夫。でも、さらに民営化の議決をちゃんとやってくれば、その1の資料のように、十分にもっと回っていくと。ですから大学の統合とか病院の統合というのは、議会の議決を今得られていません。特に反対になったものもありますけれども、これは都構想が実現したら自動的にこれ統合になります。もう都のほうに府のほうに移りますから、ですから議会が幾ら今、市議会のほうが猛反対かけていようが、大阪都になればもう大改革が実現します。大学も病院もいろんな研究機関の統合問題、全部これで片がつくんですが、ただ、この民営化だけは、特別区設置になったとしても民営化はやっぱり実現できませんので、市議会のほうが最後の抵抗で、この民営化に猛反対をかけてくる場合があると。猛反対をかけて、あえて特別区の財政運営が苦しいじゃないかということを書いてくる可能性があると思って、あえてその2、要は、議会が今の市議会が改革に猛反対をかけてきて、嫌がらせをしてきても、それでも十分、特別区としては財政運営できますよというのがその2ですから、いずれにせよ、市議会がどういう市政改革、僕の今提案している議案に対して、どういう反応をしようとも、特別区設置をしても問題ありません。ただ、確かに民営化が実現されない場合には、若干、湾岸区とか一部の区で、大阪府に渡した財政調整基金、財務リスクの分では、府に渡した財政調整基金から、一時特別区が借り入れなければいけない。2年、3年借りなければいけない期間はありますけれども、ただ、それはこのシミュレーション上、すぐに翌年度からまた返済して十分に財政運営ができると。

もう一つは、財政シミュレーションの位置づけなんですけれども、これだけ長期のシミュレーションがずっと予測どおりにいくわけなくて、大阪市でも財政シミュレーションを組んだものが、もう1年で変わっています。府でも多分そう変わっていると思うんですけど、この資料は特別区として財政運営ができるかどうか、メディアで当初、大阪都構想については、特別区は財政破綻するとか、財政運営できないとか、いろんなことを言われましたけれども、きちんと財政調整制度をつくって、きちんと制度設計すれば、全く破綻しないというそういう位置づけになります。

一つ、これはちょっと事務局のほうに、僕からの指示なんですけれどもね、このシミュレーションの中で、土地とか財政調整基金というストックを、この財政シミュレーションの中で活用していく。そういう今、表になっていると思うんですけども、もともとこのシミュレーションの中の2ページのところで、特別区で収支不足が発生した場合の財源対策の例示で、これ僕が言って入れてもらったところなんですけど、ストックの活用、ここに

土地の売却とか、財政調整基金となっているのですが、特別区が承継する株式などの活用というもの、これもやっぱりストック活用の一つじゃないかということで入れました。これを受けて、はっきりしている大阪市が保有している株式っていろいろあるんですけども、一番大きなものとしては関電株がありますので、この扱いについてどうなるかは、議会のそのときの判断とかもいろいろありますが、この欄外のところに各区財政調整基金残高と同時に、関電株の時価額は、数字としてしっかり入れてもらいたいと思うんです。というのは、この表だけ見ると、途中で2億円とか3億円、大阪府のほうから借りなきゃいけないという、そういう表にはなっていますが、実はそれぞれの各区、特別区は、関電株を100億円以上、時価額で保有することになりますから、それは時の特別区長が、いざというときにはその現金、キャッシュを大阪府から借りるのか、いや、その株を売却して穴埋めするのか、それは時の特別区長が財政運営の中でできる話ですから、この関電株の時価額分というものをきちっと、それは売ることを前提とか売ってどうなるとか、ここの財源対策に充てるんじゃないでなくて、財政調整基金残高の下のところへはっきりと関電株、それ関電株も特別区にこれは等配分で分配するんですね、等分で分配するということが、この協定書の中できちっと定められていますから、各特別区100億円以上の関電株を保有しますので、それも合わせ持った上でこのシミュレーションを見てもらうと、全く各特別区、財政運営上問題ありませんので、御心配なく。それからATCの庁舎についても、これ湾岸区の政策委員の皆さんで決めていただくということになっていますけれども、ATCを活用して若干コストがプラスになるように見えるかもわかりませんが、この財政シミュレーションを見ていただければ、どちらを取っていただいても大丈夫です。関電株もしっかり保有した上で、これを見ていただくと全くどちらも財政運営上問題ありませんので、どちらでもあとは湾岸区で取っていただければと思います。

以上、この財政シミュレーション、特別区がとにかく財政運営できないできないと、裕福な区もあれば、そうじゃない区もあって、財政破綻するということをさんざん言われましたから、全く財政運営上は問題ない。そして議会がこれから民営化議論に対して、仮に全部猛反対をかけてきたとしても、[粗い試算(その2)]を見れば、全く財政運営上は問題ない。さらに、それに加えて関電株をきちっと金額を明示すれば、これも何も問題ないという、そういう結論の資料になります。

以上です。

(浅田会長)

松井委員。

(松井委員)

今の[粗い試算(その2)]の、これの民営化をされない場合なんですけど、これだから今の市議会のままではちょっと厳しいと、厳しいというか、もうほとんどこれはもう嫌がらせのような形になるんですけど、それが今回、特別区が設置されると違う議会に移りますよね、民営化議論も、運営が移って。だから、ほぼその特別区が設置されて、新たな大都市制度になった時点ではね、新たな議会が、また民営化議論をスタートさせるんですよ、そうすると、その2がその1に戻るという形になりますんで、これはあくまでも現状

の大阪市議会がどうしても拒否した場合で、だから、新たな大都市制度が設置されると、民営化議論は広域の議会に移っての議論になって、そこでの判断というのが出てきます。そのときに民営化できればその1へ戻って、民営化した財源が各区にしっかりと振り分けられるということにつながってくると、こういうことです。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

今、知事が言ったとおりで、この資料その1とその2の使い方と論理の説明なんですけど、とにかく議会が改革に協力してくれなくても、まずはその2で財政運営は大丈夫と。さらに新しい議会が、今の市議会でもいいんですけども、きちっと改革をやってくれば、その1になって、はるかに市民の利益になるわけですから、その1とその2を比べれば、その1のほうが、これはもう各特別区の区民にとってはハッピーなわけで、議会があとはこの改革に協力してくれるかどうかと、そういう位置づけで、いずれにしても議会がどういう反応を示しても、特別区の財政運営はもうばっちり大丈夫ということで、安心をしてやっていけると思います。

(浅田会長)

いろいろなお話が出てきましたので、整理をさせていただきます。

今、橋下委員のほうから御発言がありましたが、各特別区の長期財政推計に関電株の売却益を記載して、この財政シミュレーションをもう一回見せていただくと。だから長期財政推計、新たなやつですね、関電株の売却益を記載したやつで、次回の協議会でもう一度確認していただきたいというのが。

橋下委員。

(橋下委員)

基準日を設けた時価額でということと、きちっと合理的な基準日を設けた時価額でということも言っていただけますか。

(浅田会長)

わかりました。基準日を設けた時価額でその売却益を記載し、次回協議会でもう一回確認していただくと。これが一点です。

(山口大阪府市大都市局長)

ちょっと確認ですけど、すみません。

横置きするだけでいいんですね、その財源対策の中に入れる必要はないということですね。

(浅田会長)

はい。それでお願いします。

それが一点目です。

それから、今、橋下委員から御発言のありました、関電株を除いて、先ほど部長のほうから、シミュレーションについて御説明いただきましたが、その御説明についての質問がある方は挙手の上、御質問をお願いします。それを終えてから、もとへ戻って、庁舎建設について方針を決めたいと思います。財政シミュレーションに関する質問。

置田委員。

(置田委員)

特別区それぞれが財政的に成り立つかという問題と同時に、再編後の広域自治体が、再編することによってどれだけの成長分野に費やせる種銭と申しますか、お金が生まれるかというところが、ずっと協議会の中でも他会派からも指摘されてきましたし、私も注目していたところだったのですけれども、先ほどの説明でもあったとおり、明らかにこれ29ページ、30ページあたりですけれども、大阪府の「粗い試算」をベースにした財源活用可能額ですけれども、平成45年までの累計、ざっとこれ計算すると大体、平成29年から平成45年で1,300億円ぐらいになるのかなというふうに、ざっと計算してみたんですけれども、前の資料を見ましたら840億円ほどの活用可能額というところが、非常に増えているなという印象を受けていまして、それはちょっと説明もあって、もともと「粗い試算」の収支自体が改善したというお話もあったんですけれども、ちょっとその辺どういう要因か、もう一度説明いただきたいなというのがちょっと質問なんですけれども。

(浅田会長)

手向部長。

(府市大都市局手向制度企画担当部長)

今、委員おっしゃられたとおり、先ほどの説明でも申しましたけれども、12月に用いた条件といたしましては、大阪市の平成25年度の「粗い試算」、これを広域と特別区に分けて作業をしたわけですけれども、今回、平成26年度当初予算を踏まえた、平成26年度版、「粗い試算」というのが大阪市から出されています。その内容で、足元の決算の状況あるいは税収の状況、こういうのが反映されまして、収支がかなり改善した状況になっています。したがって、足元から先に対して、例えば税収の伸び率とかそういう部分で、改善していく要素が特に大きくなりますので、ここを見てくださいと、広域ですと足元では例えばA欄というのは、プラマイ0ぐらいなんですけれども、こういうところが徐々に拡大していく絵になります。そういうところが前回の試算と変わって、結果的に積み上がっているというものでございます。ただ、これはあくまでも、先ほど市長も説明ありましたけど、「粗い試算」はかなり変動要素のあるものでございますので、平成25年の発射台と平成26年の発射台でこういう改善があったという、そういう理解をしていただいたら結構かと思います。少なくとも再編効果はほとんど変わっていないという状況でございます。

(浅田会長)  
置田委員。

(置田委員)

再編効果は変わってないけれども、財政収支が改善したということですよね。大阪市のほうの話ですよね、大阪府のほうも「粗い試算」を見て非常に改善しているんですけども、それに加えて、なおかつトータルで平成45年までのこの累計の活用可能額が、あくまでシミュレーションですけれども生まれてくるというところで、活用方策として大阪府の新規事業に投入するとか、あとはもちろん特別区の収支不足に活用するということも考えられるところからすると、非常にこれ特別区のシミュレーションを見ますと、前回と比べて、大阪府からのそういう財政措置みたいなのがほとんど入ってないと思うんですけどもね、それが、でもこれだけ大阪府のほうで余裕ができたとなれば、特別区のほうで仮に苦しいとしても、大阪府のほうからの財政措置というところで、十二分に賄えるかなというような印象を持ったというところですよ。それは意見として言わせていただきたいと思っています。

(浅田会長)

そのほか御質問等ございませんか。  
橋下委員。

(橋下委員)

会長、すみません。

財政調整基金残高の明示なんですけど、余った部分を減債基金に積むのかどうなのかとかいろんなルールがあるので、これ概念としては、当初その財政調整基金として配られたものは、財源活用可能額なんじゃないですか。だから最初スタートが表で、その財源対策後でもいいんですが、財源活用可能額のところのスタートに配られたものも入れておいて、ずっといってですね、というのは収支合計の収支の黒字の部分を全額財調に積むかどうか、そこはわからないところで、財源活用可能額だったら赤のところにもまず埋められますよという話で、黒になった部分は財調に積むかどうかの判断になるので、まだ、財調基金残高というと、さっき新田谷委員が言われたように、当初のものがゼロになっているだけなんですけど、本当の財調基金は全部ゼロになっているとも見えるし、だからといって収支合計のところの黒字を、全部財調に積むというのも誤解を生むということであれば、ここに財源活用可能額という概念を使っているのであれば、ここに当初積んでおいて、その推移をやれば、あえてここに明示しなくてもいいんじゃないですかね。

(浅田会長)

手向部長。

(府市大都市局手向制度企画担当部長)

御指摘の点を踏まえて、修正するようにさせていただきます。

(浅田会長)

いいですか。ほかに。

(「なし」の声あり)

(浅田会長)

それでは、長期財政推計を踏まえて、先ほどの庁舎建設、これ庁舎建設といっていますが、足りない床面積をどう補っていくかということでもあります。この庁舎建設についての方針を決めておきたいと思います。

庁舎建設、床面積が足りない部分をどうするかということについては、とりあえず湾岸区はA T Cを賃借改修することとして、東区、南区、中央区は庁舎を建設するということがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(浅田会長)

それでは、今、申し上げました方針で進めるということをお願いいたします。

次に、特別区設置協定書案についての協議に移りたいと思いますが、その前にちょっと10分間休憩させていただきます。

14時40分に再開いたします。

局長、どうぞ。

(山口大阪府市大都市局長)

確認があるんですが、庁舎建設の件は、このあと見ていただきますけれども、我々、事務局の理解としては、協定書事項ではないというふうに理解しています。ただ、この間の協議会の中で、庁舎が不足しているところ、民間ビルがないところはどうするんだという問題意識が提起をされて、その解決方法として庁舎を建設するという選択も十分可能だということが、きょう御議論いただいたのかなというふうに思いますので、協定書事項ではなくて、その庁舎の対応という部分についての協議会としての考え方をまとめられたという理解をさせていただいているんですけれども、それでよろしいでしょうか。

(浅田会長)

はい、結構です。協定書に書くのは事務所の位置ですんで、そのほかのことについて書く必要はありません。ただ、そういう御指摘がありましたので、床面積が足りない部分について方針を決めておくということで、今、申し上げた方針で進めさせていただこうということです。

大橋委員。

(大橋委員)

方針を決めておくというんじゃないしに、足りないという御指摘がありますけれども、こういうふうになれば充足しますよということのシミュレーションが3つあるということで、我々は答えていいんじゃないですか。

(浅田会長)

方針決めずに。  
大橋委員。

(大橋委員)

そういうふうには私は理解していたんですけども、もうここで決めてしまうんですか。

(浅田会長)

ないからどうするかという御指摘があったから、それについて。  
大橋委員。

(大橋委員)

だから建設しても大丈夫ですよ。賃貸しても大丈夫ですよ。あるやつを活用しても財源調整はできますよということ、残しておけばええだけの話じゃないんですか。いや、聞いているんですけど。

(浅田会長)

それなら、そういう方針でしょう。それは一つの方針でしょう。  
橋下委員。

(橋下委員)

会長、事務局としては、これ一つに方針を決めておかないと、その後のいろんな対応に影響してくるんですよ。

(浅田会長)

局長。

(山口大阪府市大都市局長)

当然、住民投票後、準備行為ということが行われる必要があるんで、やはり、そのときにどう対応するかという方針に沿って、やっぱり進めていくということですので、案を提示したということではなくて、一応、協議会としてはこういう方向でやるということをお決めいただくのがいいのではないかと思いますけど。



(浅田会長)

三田委員。

(三田委員)

湾岸区の場合は、港区役所という形で当初出ていましてね、結局、不足分をA T Cという話になるんですよね。そうすると2つにまたがるということですか、これ。

(浅田会長)

大橋委員。

(大橋委員)

含めたらそこは港区になる。

(浅田会長)

三田委員。

(三田委員)

足らん分が、だから、そうすると位置を決めた港区役所と、そして、また、今、会長からA T Cでという話、借りようという話になると、2つになるようなイメージですか。

(浅田会長)

松井委員。

(松井委員)

それは、要は、今の大阪市でも、この本庁舎で足りないところは民間のビルを借りているので、湾岸区でも本庁舎は港区役所、それで、どうしてもそれで足りない面積部分はA T Cを活用すると、それだけのことですよ。

(浅田会長)

三田委員。

(三田委員)

だとしたら、このシミュレーションの中からもA T Cを活用する場合と、新しい庁舎を建てる場合、余りそんなに値段的にも変わらないという数字が出ているんじゃないんですか。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

これ維新の内部で決めるという話で、調整を受けた上でA T Cを利用するという事は決まったというふうに僕は報告を受けていたんですけどね。ですから建設とA T C両方あって、あとは湾岸区政策委員で決めてくださいねということ僕をメールで流して、新建設とA T Cで当初、区役所本体ももうそこに持っていきたいという話が、現在の区役所庁舎でまず決めてくださいということで、港区になって、あとはA T Cにするのか、足りない部分を建てるのかという話になったときに、それでもA T Cの利用活用策でいきますという話で、まとまったというふうに僕は聞いていたので、もしそうでないというのであれば、これ3案こう示されたのでね、これ協定書事項じゃないですから、次の法定協議会までにもう一度、湾岸区の政策委員で合意を取ってもらって、新建設なのかA T Cのほうで、僕はそういう意味で、事務局のほうにA T C案をつくってくださいということ指示を出したんですけどね。

(浅田会長)

ちょっと事務局に確認しておきますが、今のやつで特別区設置協定書を進めていくということに関して影響はないですね。

(浅田会長)

局長。

(山口大阪府市大都市局長)

ちょっと、すみません、会長、休憩していただきますか。

(浅田会長)

それでは、ちょっと今から10分休憩します。2時50分再開とします。

< 休 憩 >

(浅田会長)

それでは、3番、きょうの協議項目第3、特別区設置協定書案について、協議に入りたいと思いますが、この機会にあらかじめ委員各位に御報告申し上げておきます。今日の協議会、3時半までを予定いたしておりましたが、これかなりボリュームがあります。予定時間内に終わることができない場合は、暫時休憩して午後7時から再開するという事で御了解いただきます。

それでは、特別区設置協定書(案)について、協議したいと思います。

現在、事務分担につきましては、国と事前調整を進めていることなど、今後変更も考えられますので、協定書の決定につきましては、次回協議会で行いたいと思います。したがって、本日はあくまでも現時点の協定書(案)ということで、事務局から順次読み上げてもらいながら、補足があれば合わせて説明をお願いしたいと思います。

その中でお気づきの点などがありましたら、連休中に私まで御連絡いただければと思い

ます。

それではまず協定書（案）の1番目、特別区の設置の日、2番目、特別区の名称及び区域、3番目、特別区の議会の定数と4番目、特別区と大阪府の事務の分担につきまして、事務局のほうから読み上げてもらって、補足があれば説明をお願いいたします。

それでは、今申し上げました1番目、2番目、3番目、4番目につきまして、お願いします。

本屋課長。

（府市大都市局本屋大都市制度担当課長）

一 特別区の設置の日（法第5条第1項第1号関係）

特別区の設置の日は、平成29年4月1日とする。

二 特別区の名称及び区域等

（一）特別区の名称及び区域（法第5条第1項第2号関係）

特別区の名称及び区域は、次の表に掲げるとおりとする。

特別区の名称	特別区の区域
北区	大阪市都島区、北区、淀川区、東淀川区及び福島区の区域
湾岸区	大阪市此花区、港区、大正区、西淀川区及び住之江区（南港北1～3丁目、南港東2～9丁目、南港中1～8丁目及び南港南1～7丁目の区域に限る。）の区域
東区	大阪市城東区、東成区、生野区、旭区及び鶴見区の区域
南区	大阪市平野区、阿倍野区、住吉区、東住吉区及び住之江区（湾岸区の区域となる区域を除く。）の区域
中央区	大阪市西成区、中央区、西区、天王寺区及び浪速区の区域

（二）特別区の主たる事務所の位置

特別区の主たる事務所の位置は、次の表に掲げるとおりとする。

特別区の名称	主たる事務所の位置
北区	大阪市北区中之島1丁目3番20号
湾岸区	大阪市港区市岡1丁目15番25号
東区	大阪市城東区中央3丁目5番
南区	大阪市阿倍野区文の里1丁目1番40号
中央区	大阪市西成区岸里1丁目5番20号

### 三 特別区の議会の議員の定数等

#### (一) 議会の議員の定数（法第5条第1項第4号関係）

特別区の議会の議員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。

特別区の名称	議会の議員の定数
北区	19人
湾岸区	12人
東区	19人
南区	23人
中央区	13人

各特別区においては、これまでの大阪市における区政会議の取組を発展させるなど、住民自治の充実を図るものとする。

#### (二) 議会の議員の報酬

特別区の議会の議員に支給する報酬の月額は、平成26年7月1日現在における大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年条例第32号）第2条に規定する報酬の額の3割減とする。

### 四 特別区と大阪府の事務の分担（法第5条第1項第5号関係）

#### 1. 事務の分担

##### (一) 特別区が処理する事務（（三）に掲げる事務を除く。）

大阪市の区域に設置されることとなる特別区は、法律又はこれに基づく政令により特別区が処理することとされる事務（現に東京都の特別区が法律又はこれに基づく政令により処理することとされる事務に相当する事務）を処理することになる。

これらの事務に加え、次の①から③までに掲げる理由から、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の22第1項に規定する中核市（以下「中核市」という。）が処理することとされる事務（別表第1-3）も処理することとするとともに、都道府県が処理することとされる事務及び地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）が処理することとされる事務のうち、①から③までに照らし、住民に身近な事務（別表第1-1及び別表第1-2）を担うものとする。

① 中核市の要件を上回る約35～70万の人口となること。

② 従来大阪市において培われてきた知見、実績、ノウハウ等を有し、また、従来の大阪市における職員体制をもとに、中核市が担うこととされる事務に加えて、都道府県が担うこととされる事務及び指定都市が担うこととされる事務の一部を処理するために必要な職員体制が整備されること。

③ 従来大阪市が保有していた施設、設備等を基本的に承継し、また、財政調整制度により必要な財源が確保される制度設計となっていること。

加えて、市町村が処理することとされている事務のうち、特別区の特例により、都が処理することとされている事務であっても、住民に身近な特別区が処理することが

相応しい事務（別表第1-4）について処理することとする。

なお、現に東京都の特別区が法律又はこれに基づく政令により処理することとされている事務とは異なる事務については、条例による事務処理特例制度や事務の委託制度等の現行制度を活用して対応することとする。

<大阪市の区域に設置されることとなる特別区の仕事>

i 都道府県が処理することとされている事務（ii iii ivを除く。）→別表第1-1

ii 指定都市が処理することとされている事務（iii ivを除く。）→別表第1-2

iii 中核市が処理することとされている事務（ivを除く。）→別表第1-3

iv 特別区が処理することとされている事務

v 市町村が処理することとされている事務のうち、特別区の特例により都が処理することとされている事務→別表第1-4

(二) 大阪府が処理する事務（(三)に掲げる事務を除く。）

大阪府は、大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号）第10条の規定により、都とみなされ、特別区を包括する広域の地方公共団体として、大阪全体の視点から大阪全体における統一的な戦略で取り組むべき機能を一元的に担うものであり、大阪都市圏の集積及び広がりをつまみ、大阪全体の成長、都市の発展及び安心・安全に関わる事務や特別区の連絡調整に関する事務等、都が処理することとされる事務（別表第1-1から第1-4までに掲げる事務を除く。）を処理することとする。

なお、特別区の設置の日までの間に、法令改正等により新たに事務の分担の検討が必要となった場合には、(一)及び(二)に規定する考え方を踏まえて対応する。

(三) 任意事務

特別区の設置の日前において大阪市が処理していた任意事務（地方公共団体の事務のうち、国の法令に基づき地方公共団体が処理することとされる事務以外の事務をいう。以下同じ。）及び大阪府が処理していた任意事務の一部についても、(一)及び(二)に規定する取扱いに準じて特別区又は大阪府が処理することとする（別表第1-5）。

(四) 高速鉄道事業等の取扱い

特別区の設置の日までの間に、大阪市の高速度鉄道事業、中量軌道事業及び自動車運送事業の民営化が実現されない場合は、高速度鉄道事業及び中量軌道事業については大阪府が処理することとし、自動車運送事業については特別区が処理することとする。

## 2. 事務の承継

(一) 承継する事務

特別区及び大阪府は、特別区の設置の日において、特別区の設置の日前に大阪府及び大阪市が処理することとされていた事務を、1. に規定する事務の分担に従い承継する。

(二) 事務の承継に当たっての留意点

(一) に規定する事務の承継には、財産以外の歳計現金、債権（租税債権を含む。）、債務、証書、公文書類のみならず、一切の行政上の行為等を含むものとし、法令に特別の規定がある場合を除き、当該事務を承継する特別区及び大阪府が承継する。

事務の承継に当たっては、これまで大阪府及び大阪市が蓄積してきた行政のノウハウ及び高度できめ細かな住民サービスの水準を低下させないよう、大阪府及び大阪府は、適正に事務を引き継ぐとともに、特別区の設置の際には、住民サービスの継続的な提供に影響が生じないよう努めるものとする。

また、特別区の設置の日以後は、各特別区及び大阪府においては、各種事務事業のサービス水準及びその内容の必要性及び妥当性について十分な検討を行い、住民の福祉の向上が図られるよう、事務事業の見直しに努めることとする。

(浅田会長)

田中部長。

(府市大都市局田中制度企画担当部長)

このたびの協定書の作成に当たりまして、パッケージ案と異なる部分の整理を行った主なものについて補足的に説明させていただきます。

児童相談所、一時保護所につきましては、パッケージ案では移行当初は現在の一時保護所を共同設置、ただし、児童相談所と一時保護所の一体運営も考えられるとしておりましたけれど、協議会での議論を踏まえ、特別区ごとに設置することと、整理させていただいております。

人事委員会事務につきましては、パッケージ案では各特別区に公平委員会を設置、あるいは人事委員会、これは一部事務組合による共同処理ですけれども、を設置し、その後、各特別区において人事給与制度を構築することも考えられるとしておりましたけれど、特別区ごとに公平委員会を設置することで整理しております。

地下鉄事業及びバス事業につきましては、民営化を前提に終了事務との整理から、いずれの事務にも配分しておりませんでした。特別区設置の日までに民営化が実現されない場合を想定し、高速鉄道事業、中量軌道事業につきましては大阪府、自動車運送事業につきましては特別区、この場合一部事務組合で処理を考えておりますが、そういう処理をすることと整理しております。変更部分も含め、新たな事務分担は協定書の別表資料3-2に整理しておりますので、よろしくお願いたします。

なお、総務省と協議中ですので、最終的な協議の結果によっては、一部再修正の必要が生じるかもしれないことを申し添えさせていただきます。

なお、その際には、次回の協議会で再度説明させていただきます。

以上でございます。

(浅田会長)

ただいま御説明のありました項目につきまして、何か御質問等はございませんでしょうか。

橋下委員。

(橋下委員)

6 ページの高速鉄道事業等の取り扱いなんですけれども、今の設置協定書(案)では、

地下鉄鉄道事業は大阪府に、そしてバス事業が特別区にという整理になっておりますが、これまた交通局と今協議もやっているところで、確認の上、週明けにきちっとした意見を出したいと思っておりますけれども、今のところはバスも地下鉄も含めて、大阪府のほうで、きちっとやってもらうということになりそうなので、その旨だけお伝えしておきます。地下鉄とバスを分けることなく、一緒になって交通事業体として広域としてやってもらうということで、大阪全体の交通ネットワーク広域化を図ってもらいたいと思っておりますので、地下鉄とバスは分けない案で考えておりますので。

(浅田会長)

何か御質問等ございませんか。

大橋委員。

(大橋委員)

今、市長おっしゃられたことで、じゃあ6ページの(四)についての表記が若干変わる可能性があるということですね。

(橋下委員)

そうです。はい。

(浅田会長)

その他、ございませんか。

それでは、御質問ないようですので、一時保護所、それから人事委員会、地下鉄、バス事業に関連して確認しておきたいと思っております。

これらにつきましては、ただいま事務局から説明のあったとおりとすることで、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(浅田会長)

それでは、事務局説明のとおり、もちろん今、市長のほうから補足がありましたけれども、説明のとおり進めるということをお願いいたします。

次に、協定書の5番目、特別区と大阪府の税源の配分及び財政の調整について、事務局のほうから読み上げてもらって、補足があれば説明をお願いいたします。

本屋課長。

(府市大都市局本屋大都市制度担当課長)

読み上げさせていただきます。

五 特別区と大阪府の税源の配分及び財政の調整(法第5条第1項第6号関係)

1. 特別区と大阪府の税源の配分

大阪府の税源は、地方税法(昭和25年法律第226号)に定める道府県税及び都の特例

により課するものとされている市町村税に相当する税目（法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税、事業所税）とし、特別区の税源は上記を除く市町村税に相当する税目（個人市町村民税、市町村たばこ税、軽自動車税等）とする。

なお、それぞれの税目の取扱いについては、地方税法に定めるところによるほか、大阪府及び大阪市の条例の例によるものとする。

## 2. 特別区と大阪府の財政の調整

### （一）財政調整の目的・財源及び配分の割合

大阪府は、地方自治法第282条の規定により、大阪府と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、法人市町村民税、固定資産税及び特別土地保有税を財政調整財源とし、これらの収入額に大阪府の条例で定める割合を乗じて得た額を特別区財政調整交付金として特別区に交付するものとする。なお、同交付金が目的を達成するための額を下回るおそれがある場合には、条例で定める額を加算するものとする。

大阪府の条例で定める特別区財政調整交付金の割合については、特別区の設置の日までの地方財政制度の動向も確認した上で大阪府知事と大阪市長で調整することとする。

特別区の設置後3年間は毎年、その後は概ね3年毎に、大阪府・特別区協議会（仮称）において検証を行う。また、この割合は、税制改正など地方財政制度に大きな変更があった場合には適宜検証するものとする。

### （二）特別区財政調整交付金の種類・割合

特別区財政調整交付金は、普通交付金（地方交付税法（昭和25年法律第211号）の規定による算定方法に概ね準ずる算定方法による配分を基本とし、生活保護費など義務度の強いものは実態に応じて算定。標準税等の算入率は85%とする。）と特別交付金（普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のため特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があると認められる場合に、当該事情を考慮して配分。ただし、特別区の設置後概ね3年間は、特別区における行政サービスの継続性や安定性に重点をおいて配分。）とし、普通交付金は財政調整交付金総額の94%、特別交付金は同額の6%とする。

### （三）特別区財政調整交付金に加算する額

特別区財政調整交付金に大阪府の条例で定めて加算する額は、当面、地方交付税を財源とする財政運営が不可避である点に鑑み、地方交付税や臨時財政対策債の発行可能額、公債費負担等を勘案したものとする。

### （四）大阪市債の償還にかかる財政調整財源の負担

特別区の設置の前日において発行済みの大阪市債（以下「既発債」という。）の償還に必要な経費（特定財源を充当するものは除く。）として、特別区が負担する額は、特別区財政調整交付金の交付を通じて財源保障を行う。大阪府が負担する額については、税源配分並びに大阪府及び特別区間の財政調整を通じて財源を確保する。

### （五）都市計画税・事業所税の取扱い

大阪府が課す目的税である都市計画税、事業所税については、大阪市の過去の事業への充当実績を勘案し、大阪府と特別区の双方の事業に充当することとし、交付金に



より特別区に配分するものとする。

(六) 特別区の設置後の財政の調整に関する取扱い

大阪府は特別区の財政運営が円滑に行われるよう、特別区財政調整交付金の交付のほか、必要に応じて、大阪府に承継される財政調整基金を活用し、特別区に対して貸付を行うものとする。

その他財政の調整に関し、大阪府と特別区で調整が必要なものについては、大阪府・特別区協議会（仮称）で協議することとする。

(浅田会長)

手向部長。

(府市大都市局手向制度企画担当部長)

私のほうから財政調整関係に関して、本協議会で御確認いただきたい事項について、説明させていただきます。

協定書の後ろに資料4というのがついていると思いますが、その資料4に沿って説明させていただきます。

済みません、申しわけないです。別紙の資料4です。

ちょっと3点ほど挙げさせていただいておりますが、基本的にここに挙げているものは大阪府広域自治体のほうで制度をつくっていく必要のあることについて、協議会で確認させていただいたらというふうに思っております。

まず、1ページ、2ページをお開きいただきたいと思います。協定書の(三)のところでは財政調整交付金について、大阪府の条例で定めて加算する額という部分の規定があるわけですが、その算定の仕組みについて、御確認いただきたいと思います。

これまでの経過で財政調整制度につきましては、この1ページの中ほどにパッケージ案という部分と国との調整などを踏まえた見直しという欄があるかと思っております。パッケージ案の段階では財政調整交付金は普通三税に加えて地方交付税を加えると、これでもって配分割合を掛けて額を決定していくという仕組みでございましたが、先ほども説明させていただきましたが、国との調整によりまして、この部分は現行法に基づく普通三税に配分割合を掛ける、それに条例で定める額を加えることができるというふうに、国のほうの法令関係で規定される見直しということになっております。

それからあわせて、臨時財政対策債は他の市町村と同様に特別区で発行するという方向で制度化される予定でございます。これを踏まえまして、条例で定める額というのをどういうふうに算定するかというのが、その下の枠囲みの部分になるわけですが、基本的にはパッケージ案と同様の算式になるようにということで、まず地方交付税を対象に加えるということを1点御確認させていただくということと、2点目といたしまして、臨時財政対策債が特別区での発行となることから、この発行規模によりかなり特別区に影響が生じる可能性がありますので、その償還負担について確実に特別区側に財源が措置されるような算定方式にするという、この2点を反映した部分を条例で定める算式とする考え方をとっております。

算式について、その1ページの中ほどのちょうど真ん中のあたりに入れておりますが、

趣旨としては今の2点の要素を具体化するためには、こういう算式が必要になるということ御理解いただけたらというふうに思います。

2 ページにイメージ図をつけておりますが、要はパッケージ案での財源、広域、特別区への財源配分の考え方と今回国との調整を経た後であっても、基本的に財源の配分割合が変わらないような仕組みに制度としてつくっていきたいと、それを大阪府の条例で具体的な額を定める際の基準にしたいというものでございます。これが1点でございます。

それから次のページをおめくりいただきたいと思っております。

3 ページですが、目的税を活用した交付金制度の構築ということで、これは協定書の5番に書かれているものでございます。基本的に、この目的税につきましては、大阪府と特別区双方の事業に充当されることとなりますので、特別区分については、交付金として配分する必要がございますので、この交付金制度を広域側につくる必要がございます。

配分の方法につきましては、中段の表の中に入れておりますが、基本的にこれまでパッケージ案でお示しさせていただいた内容と同様でございますので、説明のほうは省略させていただきますが、具体的な特別区への配分につきましては、過去5年間の事業の実績や直近の実績、直近の実績ですと大阪府に移管される事務に相当する部分というのは約50%、特別区分が約50%ということになっておりますが、こういうことも参考に配分していく制度を大阪府でつくっていくということを御確認いただけたらというふうに思います。

それから3点目が協定項目の(6)に入っていた部分でございます。先ほどの財政推計でも出てまいりましたが、偶発リスクへの対応として大阪府のほうに財政調整基金、これが財源として一旦移管される形になりますので、この財政調整基金を活用して特別区に対する貸付制度を大阪府側でつくると。これは特別区のセーフティネットとしてつくっていくということでございます。基本的に財源不足が生じる場合は、大阪府、特別区ともそれぞれで対応していくことが基本でございますが、特別区への移行当初については、特別区によっては、必要な財源対策が十分講じられない可能性もあることからこういった制度を設けるという趣旨でございます。

なお、この財政調整基金については、下の枠のところ、下から二つ目のところに入れておりますが、各特別区で基金の造成が進むなど一定の自律的対応が可能となるまでの時限的措置という位置づけと、それと偶発リスクの解消時には、この残余財産、財政調整基金ですが、特別区に配分することを基本に都区協議会で協議すると、こういうこともパッケージ案の際に示させていただいたところでございます。

説明は以上でございます。

(浅田会長)

ただいまの事務局の説明を受けまして、何か御質問等ございませんか。

いいですか。

(橋下委員)

ここはもう行政的なテクニカルな話なので、いいんじゃないですか。

(浅田会長)

それでは、ただいまの特別区財政調整交付金に加算する額の算定方法、都市計画税・事業所税の取り扱い、特別区設置後における財政措置の特例に関して確認しておきます。これらにつきましては、事務局のほうから説明のあったとおりとすることによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(浅田会長)

それでは、事務局説明のとおり進めるということをお願いいたします。

続きまして、協定書の6番目、特別区の設置に伴う財産処分について、事務局のほうから読み上げと補足があれば、補足説明をお願いいたします。

本屋課長。

(府市大都市局本屋大都市制度担当課長)

六 特別区の設置に伴う財産処分（法第5条第1項第3号関係）

1. 財産の取扱い

(一) 基本的な考え方

特別区の設置の日前において大阪市が保有していた財産については、大阪市民が長い歴史の中で築き上げてきた貴重なものであることに鑑み、次の表のとおり区分し、(二)及び(三)に定めるところにより、特別区又は大阪府が承継するものとする。

ただし、特別区の設置の日前において大阪市が経営していた公営企業及び準公営企業（以下「公営企業等」という。）に係る会計に属する財産については、(四)に定めるところにより、特別区又は大阪府が承継するものとする。

大阪府が承継する財産に係る事業の終了後における当該財産の取扱いについては、大阪府・特別区協議会（仮称）で協議する。

区 分	財産の内容
第1区分	① 地方自治法第238条第4項に規定する行政財産 ② 同項に規定する普通財産のうち、行政財産に準ずる性質をもつもの（貸付等により間接的に公共目的に供する財産をいう。） ③ 地方自治法第239条第1項に規定する物品 ④ ①から③までに定めるものの従物
第2区分	第1区分に係る財産以外の財産

(二) 第1区分に係る財産の取扱い

特別区の設置の日前において大阪市が保有していた第1区分に係る財産は、当該財産に関連する事務の分担に応じて、特別区又は大阪府が承継するものとする。

これにより特別区が承継する財産は、当該財産の所在地が新たに属した特別区が承継するものとする。ただし、別表第2-1-1に掲げる財産は、特別区において共同で処理する事務に関するものであることから、二に規定する特別区の記載順で筆頭となる北区が全特別区を代表して承継するものとする。

(三) 第2区分に係る財産の取扱い

(1) 特別区が承継する財産

特別区の設置の日前に大阪市が保有していた第2区分に係る財産は、(2)及び(3)に定めるものを除き、特別区が承継するものとする。

これにより特別区が承継する財産は、次の表に掲げる区分及び項目に応じて定める方法を基本として、各特別区が承継するものとする。ただし、別表第2-1-2に掲げるものについては、北区が全特別区を代表して承継するものとする。

区分	項目	承継の方法
①株式及び出資による権利		特別区数による等分
②債権	個人向け貸付金	特別区内の貸付金残高に応じて承継
	大阪市の区域内の賃借施設の保証金	当該賃借施設の所在地が属することとなる特別区が承継
	上記以外	特別区数による等分
③基金	大阪市地域活性化事業基金	北区が承継
	大阪港振興基金	湾岸区が承継
	大阪市区政推進基金（大阪市の特定の地域を指定して寄付されたものに限る。）	当該指定に係る地域が属することとなる特別区がその残高に応じて承継
	上記以外	各特別区の人口による案分
①から③までに定めるもの以外のもの		当該財産の所在地が属することとなる特別区が承継

(注) 第2区分に係る財産を分割する際に生じる単位未満(金額である場合は千円を単位とする。)の端数は、人口(官報で公示された直近の国勢調査人口)が最大となる特別区がまとめて承継する。

(2) 大阪府が承継する財産

第2区分に係る財産のうち、大阪府が処理することとされた事務の執行に密接不可分なものは、大阪府が承継するものとする。(別表第2-2-1)

(3) 大阪市の財政調整基金の承継(財務リスクへの対応)

特別区の設置の日前において大阪市が管理していた財務リスク(「財務リスクの全体像」(平成19年2月大阪市公表)に掲げた事業に関して大阪市が取組・処理状況を逐次公表している財務リスクをいう。以下同じ。)のうち大阪府が承継するものに係る将来の支出又は損失の処理に引き当てるため、大阪市の財政調整基金の一部を大阪府が承継するものとする。その承継する額は、次に掲げる法人の資金借入金のうち、大阪市が損失補償の債務を負担しているものの残高の合計額とする。

- ① アジア太平洋トレードセンター株式会社
- ② 株式会社湊町開発センター
- ③ クリスタ長堀株式会社

(4) 財務リスク解消後の残余財産の取扱い等

(3)に掲げる財務リスクが解消した後における当該財務リスクに係る残余財産の取扱いについては、特別区に配分することを基本に、大阪府・特別区協議会(仮称)で協議する。

また、引当財源が不足する場合の財源の捻出及び特別区の負担の方法等については、大阪府・特別区協議会(仮称)で協議する。

このほか、大阪市から特別区又は大阪府が承継する事務に関して、特別区の設置の日前の要因による損失の発生が特別区の設置の日以後に新たに明らかとなった場合における財源の捻出、特別区の負担方法等については、大阪府・特別区協議会(仮称)で協議する。

(四) 公営企業等に係る会計に属する財産の取扱い

(1) 公営企業等に係る会計に属する財産の承継先

特別区の設置の日前において大阪市が経営していた公営企業等に係る会計に属する財産については、中央卸売市場事業会計、港営事業会計及び下水道事業会計に属するものは大阪府が一括して承継するものとする。自動車運送事業会計(特別区の設置の日までの間に民営化が実現されない場合に限る。)並びに水道事業会計及び工業用水道事業会計に属するものは、特別区において共同で処理する事務に係るものであることから、北区が全ての特別区を代表して承継するものとする。

(2) 高速鉄道事業等の民営化が実現されない場合の取扱い

特別区の設置の日までの間に、大阪市の高速度鉄道事業及び中量軌道事業の民営化が実現されない場合は、大阪市の高速度鉄道事業会計に属する財産は、大阪府が承継するものとする。また、特別区の設置の日前において、高速鉄道事業会計から利益の一部を大阪市の一般会計等に納付する制度が実施されている場合は、特別区が当該納付を受ける地位を承継することを基本とし、その後民営化が実現した際の会社の株式そ

の他当該事業に係る残余財産の取扱いについては、特別区に配分することを基本に、大阪府・特別区協議会（仮称）で協議する。

## 2. 債務の取扱い

### （一）基本的な考え方

特別区の設置の日前に大阪市が負担していた債務については、その確実な履行を期する必要があることに鑑み、（二）及び（三）に定めるところにより、特別区又は大阪府が承継するものとする。

### （二）債務負担行為の取扱い

特別区の設置の日前において大阪市が負担していた債務負担行為に基づく債務については、当該債務に関連する事務の分担に応じて、特別区又は大阪府が承継するものとする。

ただし、特別区において共同で処理する事務に係る債務（別表第2-1-3）については、北区が全ての特別区を代表して承継する。また、損失補償の債務のうち、別表第2-2-2に掲げるものについては、管理すべき財務リスクの規模や与信能力を維持する必要性に鑑み、大阪府が承継するものとする。

### （三）地方債の取扱い

#### （1）既発債の承継先

既発債は、債権者保護と金融市場の秩序維持の必要性に鑑み、大阪府が承継する。ただし、既発債のうち大阪府からの借入金の取扱いについては、大阪府知事が別に定めるものとする。

#### （2）既発債の償還経費の負担

大阪府が承継する既発債の償還に必要な経費（元金償還資金、利子支払資金及び雑費をいう。以下「償還経費」という。）は、会計及び事務の分担に応じて、特別区等（特別区及び特別区で設置する一部事務組合をいう。以下同じ。）及び大阪府並びに公営企業等に係る事業を承継した団体（以下「事業承継団体」という。）が負担するものとする。

特別区等の負担については、その総額について全ての特別区共通の債務と位置付けたうえで、特別区等が（3）から（5）までの規定に基づき算定されたそれぞれの償還経費に係る負担金（以下「償還負担金」という。）を大阪府に支払うものとする。

#### （3）一般会計等に属する既発債の償還負担

特別区の設置の日前において大阪市の一般会計及び政令等特別会計（市街地再開発事業会計を除く。）に属する既発債については、特別区の設置の日前における残高（大阪府が承継する公債償還基金に将来の償還財源として積立済みの額を除く。以下、各会計の既発債について同じ。）のうち、事務の分担に応じた割合を勘案してその3割を大阪府の負担、7割を特別区等の負担とする。ただし、公営企業型地方独立行政法人が負担することとなる分については、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第86条の規定による。

特別区等の負担に係る償還負担金は、各特別区の人口を基本に按分することとする。ただし、市営住宅に係るものの償還負担金については、住宅使用料が償還経費の財源に充てられることなどを踏まえ、各特別区に所在する市営住宅の建物の財産台帳価格

を基本に按分することとする。

(4) 市街地再開発事業会計に属する既発債の償還負担

特別区の設置の日前において大阪市の市街地再開発事業会計に属する既発債については、事務の分担を踏まえ、当該事業を承継することとなる南区が、特別区の設置の日前における残高に係る償還負担金を大阪府に支払うものとする。

ただし、南区が大阪府に支払う償還負担金のうち、特別区の設置の日前において大阪府が財務リスクとして管理していた額（今後の収支不足見込額）については、全ての特別区で負担するものとする。なお、各特別区の負担割合は、人口を基本に按分した割合とする。

(5) 公営企業等に係る会計に属する既発債の償還負担

特別区の設置の日前において大阪府が経営していた公営企業等に係る会計に属する既発債については、特別区の設置の日前における残高に係る償還経費の全額をそれぞれの事業承継団体の負担とする。

(6) 債務負担行為の設定

特別区等は、(2) から (5) までに定めるところにより、特別区の設置の際、各特別区等が支払うべき償還負担金に係る債務負担行為を設定する。また、全ての特別区は、相互に償還負担金に係る連帯債務を負担するものとする。

- ・ 財産処分（イメージ） →別表第2－4
- ・ 財産・債務目録 →別表第2－5

(浅田会長)

稲垣部長。

(府市大都市局稲垣制度調整担当部長)

そうしましたら、今読み上げました財産処分に関しまして、5点確認をさせていただきたいと思います。

1点は、12ページが一番下、高速鉄道事業等の民営化が実現されない場合のところでございますが、地下鉄事業につきましては、大阪府のほうで承継するということになっておりますけれども、今後、大阪市において高速鉄道事業会計から一般会計に利益の一部を納付する制度が実施された場合には、特別区が引き続き納付を受けることを基本とするとしております。また、特別区が設置された後に、地下鉄の民営化が実現した場合、新会社の株式、その他の残余財産の取り扱いについては、特別区に配分することを基本に都区協議会、大阪府・特別区協議会のほうで決めるということになっております。これが1点目でございます。

2点目が、13ページの下から14ページの初めにかけての既発債の取り扱いのところでございますが、市営住宅の既発債の償還負担の関係でございます。

既発債につきましては、その負担割合として7割を特別区等の負担分としており、そのうち各特別区の負担は、人口按分によって分けるということをしておりますけれども、この市営住宅の住宅関係の既発債につきましては、一般的に財産の残余価値と債務残高の間には一定の対応関係があるということと、公有財産台帳に記載されている財産価値

は、残存価値が算定されているということから公有財産台帳に記載された建物価格、財産の残存価値でございますね、これによって按分して債務を受けたり、既発債を受けるということを基本にしております。

それからその下の同じく14ページの(4)市街地再開発事業に係る既発債、これ阿倍野再開発事業のことでございますが、この既発債の取り扱いについてですが、こうした事業は本来、事業で生まれる財産、保留床の売却でございますけれども、財産を処分して償還財源を賄う仕組みでございますが、現在一般財源で補填が必要な収支不足が発生しております。この収支不足を大阪市が財務リスクとして管理しているところでございます。この部分につきましては、他の既発債と同様、全特別区共通の債務として、全ての特別区が人口按分を基本に負担するものとしまして、残りの額は当該事業を承継する南区が事業から得られる財産売却代などで賄うこととしたいと考えております。これが3点目で、次、4点目が22ページ、済みません、あちこちいきますが、22ページの別表第2の1-1、別表第2の1-2、ここにありますが、これは、北区が全特別区を代表して承継すると書いていますが、いわゆる一部事務組合にどういう財産がいくかということで、別表第2の2-1-1のほうは行政財産、別表第2の1-2、下のほうは普通財産がこの一部事務組合にいく、普通財産の種類を書かせていただいているという表でございます。

ここの表記について、いわゆるオーク200の和解について、去る15日に裁判所からこのオーク200の和解勧告が出まして、今後、市会の審議を経て確定ということになりますが、大阪市として一定の処理方針が示されましたことから、これに基づいてここの協定書案に書かせていただいております。

パッケージ案の基本的な取り扱いでは、所在区の湾岸区に、このオーク200の財産債務ともに承継されることが基本となりますが、信託の終了に伴って市に戻ってきます土地・建物などの財産を売却の方向で、先ほど申しましたけれども、売却の方向で検討されているということ、また債務の規模が非常に大きいということから、大阪市のみに帰属する財産や和解条項で示される債務を一部事務組合に承継して共同で処理するという整理をいたしております。あわせて、その債務の償還財源は、各特別区が一部事務組合に対して負担するということとなりますから、広域の引き当て財産としております財政調整基金はこの各特別区に承継して引き当てができるようにしたいと考えております。

それから、5点目が、今の見ていただいております同じ表の、真ん中の表の下段に書いて、すみません、上の表にも真ん中の表にも両方とも一番下に書いてあるんですが、土地先行取得事業会計の財産でございます。この土地先行取得会計の財産でございますが、事業用地の先行取得を行うために設けられている会計でございます。この財産でございますが、特別区設置の日の前に、大阪市が取得済みの用地に関しましては、事業化による買い戻し等が行われるまでの間、一部事務組合で管理して、事業主体者である各特別区あるいは大阪府からの買い戻し等に対応するという形の仕組みを考えて、ここに記載をさせていただいております。

以上が確認の5つの点でございます。あと、今読み上げたところにはバス事業、自動車運送事業会計が特別区のほうへいくというふうに記載されておりますが、先ほどの橋下委員の御指摘もありますので、これについてはペンディングというか、検討させていただくということをお願いいたします。



以上でございます。

(浅田会長)

ただいまの説明に関しまして、何か御質問等はありませんか。  
紀田委員。

(紀田委員)

株式及び出資による権利は、これは特別区数による等分になっていますが、人口按分にするものと、特別区数によって等分するものの違いについて、基本的な整理の考え方を教えてください。

(浅田会長)

井上課長。

(府市大都市局井上戦略調整担当課長)

株式でありますとか出資による権利を各特別区等分にいたしました趣旨でございますけれども、いわゆる株式で申しますと、例えば関電さんに対して今、1つの自治体としての数百株、保有しております。この関係が、相手法人とのいわゆる関係関与の度合いということを考えますと、人口で按分するよりも、各特別区が均等に相手先の法人との関係を維持、承継できると考えたほうが適切かということで、そういったものに限っては区数、いわゆる5つで均等に割ろうということでございます。それ以外のものにつきましては、基本人口とする、もしくはその出資が特定されるようなものは特定の区に置く、こういったところで整理をしたところでございます。

(浅田会長)

紀田委員。

(紀田委員)

よくわかりました。

(浅田会長)

いいですか。

そのほか。

いいですか。

(「なし」の声あり)

(浅田会長)

それでは、地下鉄財産につきましてはペンディングということで、あと、市営住宅償還負担金、阿倍野再開発償還負担金、オーク200、土地先行取得事業会計に関して確認し

ておきたいと思います。

これらにつきましては、ただいま事務局のほうから説明のあったとおりとすることで、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(浅田会長)

それでは、ただいま事務局から説明がありましたとおり進めるということでお願いいたします。

それでは、どうしましょう。休憩にしますか。

(山口大阪府市大都市局長)

50分まで延長させていただいてよろしいでしょうか。

(浅田会長)

はい。

それでは続けます。

最後に、協定書の7番目、大阪市及び大阪府の職員の移管、8番目、その他特別区の設置に関し必要な事項につきまして、事務局から読み上げと補足があれば補足説明をお願いいたします。

本屋課長。

(府市大都市局本屋大都市制度担当課長)

読み上げます。

七 大阪市及び大阪府の職員の移管（法第5条第1項第7号関係）

#### 1. 職員の移管

##### (一) 基本的な考え方

特別区及び大阪府において、四1.に規定する事務の分担に応じた最適な職員体制を構築するものとする。特別区においては、近隣中核市をモデルに、大阪市の特性などを踏まえて職員体制を整備するものとする。大阪府においては、大阪市からの事務の移管後も、全国でも有数の効率的な職員体制を目指し、必要な職員体制を整備するものとする。

また、特別区の設置を機に、これまでの大阪府、大阪市の組織の枠にとらわれず、適材適所による最適な職員配置を実施するものとする。

##### (二) 職員の移管

大阪府及び大阪市の職員は、原則として事務の分担に応じて、特別区の設置の日において、特別区又は大阪府のいずれかの職員として引き継ぐこととする。

ただし、大阪市の職員のうち、特別区の設置の前日において、幼稚園、保育所、一般廃棄物の収集輸送事業、高速鉄道事業、中量軌道事業、自動車運送事業及び水道事業に従事する職員は、特別区の設置の日までの間に民営化が実現されない場合は、幼

稚園、保育所、一般廃棄物の収集輸送事業、自動車運送事業及び水道事業の職員は、当該職員が専ら従事している業務の管理区域が属することとなる特別区の職員として引き継ぐことを基本とし、高速鉄道事業及び中量軌道事業の職員は大阪府の職員として引き継ぐことを基本とする。

また、特別区の設置の日前において一般廃棄物の焼却処理事業に従事する職員は、特別区の設置の日までの間に一部事務組合が設置されない場合は、当該職員が専ら従事している業務の管理区域が属することとなる特別区の職員として引き継ぐことを基本とする。

- ・職員の移管（イメージ） →別表第3-1
- ・特別区の組織体制（イメージ） →別表第3-2
- ・大阪府の組織体制（イメージ） →別表第3-3

### （三）職員の任免、給与その他の身分の取扱い

職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、大阪府に移管される職員については大阪府の制度を適用することとし、特別区に移管される職員については特別区の設置の日前において適用される大阪市の制度を適用することとする。

職員の移管にあたっては、特別区の設置の日の前後において異なる制度を適用されることとなる職員について、不当に不利益を生じることのないよう調整するとともに、各々の自治体内で不均衡が生じることのないよう、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関して、公正に処理することとする。

## 2. 共済制度

特別区及び大阪府の全ての職員をもって組織する地方公務員共済組合は設けないこととし、大阪府の職員となった者は地方職員共済組合、特別区の職員となった者は大阪市職員共済組合の権利義務を承継する地方公務員共済組合の組合員となることとする。

## 八 その他特別区の設置に関し必要な事項（法第5条第1項第8号関係）

### 1. 都区協議会

地方自治法第282条の2の規定に基づき、大阪府及び特別区の事務の処理について、大阪府と特別区及び特別区相互の間の連絡調整を図るため、大阪府・特別区協議会（仮称）を設置する。

大阪府・特別区協議会の委員構成については、大阪府知事並びに北区、湾岸区、東区、南区及び中央区の5人の特別区の区長を基本に、必要に応じて議会の代表者、長の補助機関である職員、学識経験者等を構成員に加えることができることとする。

その上で、具体的な委員の選任については、特別区の設置の日以後、大阪府知事と特別区の区長の協議により定めることとする。

また、大阪府・特別区協議会の処理する事務については、地方自治法第282条の2及び同法施行令第210条の16の規定に基づき、特別区財政調整交付金に係る条例を制定する場合において大阪府知事に対して意見を述べるほか、以下に掲げる事項を基本に、特別区の設置の日以後、大阪府知事と特別区の区長の協議により定めることとする。

- ・大阪市から大阪府が承継する財産の事業終了後の取扱いの協議
- ・大阪市から大阪府が承継する財務リスクの解消時の残余財産の取扱い及び引当財源が不足する場合の財源の捻出、特別区の負担方法の協議
- ・大阪市から特別区又は大阪府が承継する事務に関して、特別区の設置の日前の要因による損失の発生が特別区の設置の日以後に新たに明らかとなった場合の財源の捻出、特別区の負担方法等の協議
- ・特別区の設置の日以後の事務の分担に関する取扱いの協議 等

併せて、協議が調わない場合において有識者等で構成する第三者機関を通じて意見の調整を行うなど、円滑な協議会運営が図られるよう、必要な事項について大阪府知事と特別区の区長の協議により定めることとする。

### 2. 特別区において共同で処理する事務

#### （一）基本的な考え方

特別区が担う事務については、各特別区において実施することを原則とするが、以下の（二）から（四）までに掲げる事務については、専門性の確保、サービスの実施に係る公平性及び効率性の確保を図るため、一部事務組合、機関等の共同設置等の仕組みの活用により、共同で処理することとする。

#### （二）全ての特別区を構成団体とする一部事務組合の設置

##### （1）一部事務組合の概要

次の表に掲げる考え方を基本とし、特別区の設置の日において、地方自治法第284条第2項の規定に基づき、特別区の協議により規約を定め、一部事務組合を設けるものとする。

- ①名称は、大阪特別区事務組合（仮称）（以下「事務組合」という。）とする。
- ②特別区の設置の日に設置する。
- ③共同処理する事務は、別表第2-3に掲げる事務とする。
- ④事務所の位置は、現在の大阪市役所本庁舎内とする。
- ⑤議会の議員の定数及び選挙の方法は、特別区の協議により定める。
- ⑥管理者は構成団体の長の互選により定める。
- ⑦組織については、事務を担うために必要な体制を整備することとする。
- ⑧経費は、構成団体の負担金、事業収入、国及び大阪府の支出金、交付金その他の収入をもって充てる。
- ⑨北区は事務組合の設置の際、承継した別表第2-1-1及び第2-1-2の財産並びに別表第2-1-3の債務を全ての特別区を代表して事務組合に引き継ぐものとする。
- ⑩事務組合が承継した財産及び債務は、全ての特別区から共同で承継されたものとみなして、持分等を定める。

### （三）全ての特別区による機関等の共同設置

- （1）次の表に掲げる考え方を基本とし、特別区の設置の日において、地方自治法第252条の7第1項の規定に基づき、特別区の協議により規約を定め、身体障がい者更生相談所及び知的障がい者更生相談所を共同で設置し、事務を処理する。

- ①名称は、大阪特別区身体障がい者更生相談所（仮称）、大阪特別区知的障がい者更生相談所（仮称）とする。
- ②特別区の設置の日に設置する。
- ③執務場所は、現在の大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター内とする。
- ④経費は、各特別区が負担するものとし、当該負担すべき額は、特別区の区長の協議により定める。

- （2）次の表に掲げる考え方を基本とし、特別区の設置の日において、地方自治法第252条の7第1項の規定に基づき、特別区の協議により規約を定め、監査委員及び監査委員事務局を共同で設置し、事務を処理する。

- ①名称は、大阪特別区監査委員（仮称）、大阪特別区監査委員事務局（仮称）とする。
- ②監査委員の選任の日に設置する。
- ③執務場所は、現在の大阪市役所本庁舎内とする。
- ④監査委員の定数、選任方法等については、地方自治法の定めるところによる。
- ⑤経費は、各特別区が負担するものとし、当該負担すべき額は、特別区の区長の協議により定める。

（四）特別区及び他の市町村を構成団体とする一部事務組合、広域連合等

特別区の設置の日前において、大阪市が他の市町村と一部事務組合又は広域連合を設置して実施することとされていた事務は、特別区の設置の日以後においても、引き続き、当該一部事務組合又は広域連合で実施することとする。

（水防事務）

淀川左岸水防事務組合、淀川右岸水防事務組合、大和川右岸水防事務組合

（後期高齢者医療事業）

大阪府後期高齢者医療広域連合

（一般廃棄物処理（焼却処理事業））

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合

※特別区の設置の日までの間に同組合が設置されなかった場合は、特別区の設置の日において、全ての特別区を構成団体とする一部事務組合を設置することとする。

3. 特別区の支所等の事務

特別区の設置の日前において、大阪市の24区役所及び保健福祉センター（以下「現在の区役所等」という。）で実施することとされていた次の表に掲げる事務については、住民の利便性を確保するため、現在の区役所等を特別区の主たる事務所及びその支所等とすることにより実施する。

分野	支所等の事務
こども	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所の入所手続、保育料賦課徴収</li> <li>・ 子育て支援（相談、児童手当の受付等）</li> <li>・ ひとり親家庭の支援（生活支援サービスの受付等）</li> </ul>
福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活保護相談・申請等</li> <li>・ 地域福祉等に関する業務（成年後見制度利用支援等）</li> <li>・ 障がい者福祉に関する業務 （身体障がい者手帳の申請、自立支援給付等）</li> <li>・ 高齢者福祉に関する業務（敬老優待乗車証交付等）</li> <li>・ 国民健康保険、介護保険、国民年金等の届出等</li> </ul>

健康・保健	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健診、予防接種、相談、医療費助成等</li> <li>・ 食品・環境衛生関係相談、医療関係届出等</li> <li>・ 精神障がい者保健福祉手帳の申請等</li> <li>・ 狂犬病予防・動物愛護等</li> </ul>
教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就学事務</li> </ul>
住民生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民登録、印鑑登録、戸籍関係等に関する業務</li> <li>・ DV対策等に関する相談</li> </ul>
自治体運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税関係証明書の発行、税の収納</li> </ul>

#### 4. 町の名称

町の名称の取扱いについては、地域の歴史、文化などを考慮し、特別区の設置の日までの間に住民の意見を踏まえて大阪市長が定めることとする。

#### 5. その他

その他、特別区の条例や予算をはじめ、特別区の設置に関し必要な事項については、特別区の設置の日までの間に、その内容に応じて、大阪府知事と大阪市長が必要な協議を行って、定めることとする。

以上です。

(浅田会長)

ありがとうございました。

今の読み上げていただきましたことは、これまでも協議してきたことを読み上げていただきましたので、あえて何か確認することがあれば、挙手の上、御発言をお願いいたします。

紀田委員。

(紀田委員)

町の名称について、意見を述べておきます。

同じ町名で行政区が異なる町名が幾つかあります。それについて、行政区を重視する方もいらっしゃるれば、町名のほうを重視される方もいらっしゃいます。機械的に旧行政区名をつけるのではなくて、地域の住民の意見をよく聞いて、適切に町名の決定をしていただけるように、意見を述べておきます。

以上です。

(浅田会長)

新田谷委員。

(新田谷委員)

職員の給与についてお伺いします。

市の職員の身分から府に来たときに、地域手当の差があると思うんですけれども、5%弱、基本給を値下げするという考え方でいいんですか。

(浅田会長)  
太田部長。

(府市大都市局太田制度調整担当部長)

これは、移管の際に大阪府に移管される職員については大阪府の制度、特別区に移管される職員については特別区設置の日の前に適用される大阪市の制度でございますので、そのときにどれだけの給与水準、地域手当のほうも、今年度、人事院のほうでいろいろ今、検討されているようなんですけれども、そのときに適用されているものがスライドされるというふうに理解しております。

(浅田会長)  
新田谷委員。

(新田谷委員)

区の職員として残る職員と、府に身分を移す職員とで、現在の給与に差が出ないように適切に処理するということですね。

(浅田会長)  
太田部長。

(府市大都市局太田制度調整担当部長)

移管する際に、前回もちょっとお話がございましたけれども、経過措置というようなことで検討するということはございます。

(浅田会長)  
いいですか。  
坂井参考人。

(坂井参考人)

特別区の支所等の事務なんですけれども、これは特別区ができたときに、特別区の中でどの権限なりどの窓口を支所に持っていくかって、それぞれの特別区でも検討して決めることができるということで理解しておいていいんですか。

(浅田会長)  
田中部長。



(府市大都市局田中制度企画担当部長)

基本的にはその仕事のイメージを概念化しておりますので、今後、準備期間の間に整理される課題かなと思いますけれども、各区の状況に応じて判断されるべき部分もあろうかと思えます。

(浅田会長)

いいですか。

そのほか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

(浅田会長)

特にないようでございますので、これで本日の協定書案に関する議論は終わりたいと思えます。

続きまして、特別区の概要につきまして、特別区設置協定書案の参考として特別区の概要が示されておりますので、事務局のほうから概要の説明をお願いいたします。

(府市大都市局加藤戦略調整担当部長)

資料5の特別区の概要でございますけれども、これは各区ごとに人口でありますとか区の概要、あるいは区役所の位置といった協定書案の内容を、あるいは統計データなどを用いまして、特別区ごとにイメージをいただけるように概要をまとめたものとなっております。内容につきましては、後ほど御参照いただければと存じます。よろしくお願いたします。

(浅田会長)

はい、ありがとうございます。

それでは、最後のその他に入りますが、何か御発言等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

(浅田会長)

それでは、本日予定の協議を終えます。

次回協議会では、国との調整結果も踏まえた特別区設置協定書案について協議したいと思えます。

以上をもちまして、本日の協議会を閉会したいと思います。

次回の日時、場所等につきましては、日程が固まり次第お知らせさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

これで閉会いたします。

ありがとうございます。